

(議事内容)

○山本座長 皆様おはようございます。ただいまから、国民生活審議会消費者政策部会第2WGを開催いたします。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、国民生活審議会幹事の方々、それから、PIONETについての御討議を有益なものにするため、糠谷委員にも御参加いただいております。

それでは、まず配布資料の確認について事務局からお願いします。

○山崎課長補佐 配布資料でございますけれども、資料1-1としまして、消費者基本計画の検証・評価・監視第2WG重点審議施策という資料。それから、主な論点としまして、資料1-2でお配りしております。また、資料2で、検証・評価・監視のシート、これが1から19まで、その後に審議の施策がございます。それから、資料3で、委員からの説明の資料、原委員、山口委員、長田委員の説明資料がございます。また、資料4で、「消費者基本計画」の金融分野・消費者信用分野のH17年度施策の評価について(全国消費者団体連絡会)の資料がございます。

以上でございます。

(金融庁、農林水産省、経済産業省着席)

○山本座長 資料の不足がございましたら、どうぞお申し出いただきたいと思っております。

本日の会合では、重点審議施策を中心に担当省庁を交え御討議いただきます。重点審議施策につきましては、第2WGの審議対象施策の中から、第1会合での御議論、また委員の御質問、御意見に対する担当省庁からの回答に基づき、また、委員の方々からの御意見を踏まえ、資料1-1を作成し、お手元に配布しておます。「消費者基本計画の検証・評価・監視」、「第2WG 重点審議施策」と表題が振られている資料でございますが、そのとおりのないようを提示させていただいております。

他方、重点審議施策以外の施策につきましては、本日、資料2「検証・評価・監視シート」という資料がたくさんお手元に行っておるかと思っておりますが、その一番右の欄において、たたき台といたしまして、座長試案という形のを提示しております。本日は、まず私の方から、資料2「検証・評価・監視シート」のポイントについて御説明を行いまして、その後、重点審議施策について審議を行っていただきたいと考えております。

それでは、資料2につきまして、これは逐一御説明するのは時間のむだでございますので、全体的な考え方を中心に御説明いたします。なお、この資料につきましては、後日、委員の皆様方から御意見をいただきたいと考えております。

資料2でございますが、これは施策ごとに座長試案というものをお示ししております。これにつきましては、委員の御質問、御意見を、第1回のWGの席上、またその後、書面等によりちょうだいしておりますので、それに対して担当省庁から回答をいただくと、こういう手順を踏んでおります。そうしたものを踏まえて、概ね次のような考え方に基づい

て作成しております。すなわち、まず本日の重点審議施策に関するものにつきましては、重点審議施策である旨のみを記述しております、基本的に空欄ということになっております。

次にそれ以外の施策につきましては、基本的に委員の方々からの御質問、御意見、担当省庁からの回答等を踏まえまして、回答内容を検証・評価・監視の該当箇所において追記すべき旨をほぼ統一的に記述しております。また、平成17年度を期限としている施策等につきましては、担当省庁からの提示、回答内容等に基づいて基本計画の内容の見直し等についても言及しております。

なお、このWGの第1回会合では20の施策及び内閣府から提案のあった1つの新規施策について御審議いただきましたが、施策番号20の耐震偽装問題の対応につきましては、このWGの審議範囲等にかんがみまして、部会長とも相談の上、この資料の対象から外しております。安全の問題にかかわりますので、第1WGとかかわりますし、かなり総論的な問題でございますので、今後別途適切な形で御審議いただくことになるかと考えております。

委員の皆様におかれましては、御精査の上、御意見がございましたらば、後日、提出していただきたいと思っております。本日は重点審議施策の方に十分時間を割きたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは段取り等につきましては、事務局の方でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、そのような考え方に基きまして、続いて重点審議施策の審議に移らせていただきます。審議の進め方ですが、お手元の「議事・時間一覧表」というのがあるかと思っておりますけれども、一応そちらの進行表に従って、施策ごとに御審議いただきます。具体的には、まず担当省庁へ御意見をお出しいただいた委員の方々の中から、私の方であらかじめお願いをさせていただきました委員に10分以内で御提案をしていただきたいと思っております。

その後、資料1-2、これは論点メモというものでございますが、資料1-2のメモに従って、担当省庁の方々を交えて討議を行うということを基本として進めさせていただきます。

まず、重点審議施策〔1〕、「金融分野における投資サービス法制の検討」から始めます。資料2の中の番号3の施策でございます。これにつきまして、プレゼンテーションをいただく委員は原委員であります。また本日は、金融庁、農林水産省、経済産業省から御担当の方へ出席いただいております。

それでは、原委員の方からよろしくお願ひします。

○原委員 委員をしております原です。きょうはお忙しいところ、わざわざ時間を割いて、金融庁はこの同じ建物の中ではありますけれども、お越しいただきまして、大変ありがとうございました。

私の方からは、今回、番号3の施策というところで「金融分野における投資サービス法

制の検討」という部分についてなのですが、現在、投資サービス法は（仮称）ということで検討しておりましたので、これを策定した段階ではこの文言を使っておりますけれど、金融商品取引法という名前で、今、国会で参議院で審議中というところにあります。私自身も金融審議会に所属をしてこの内容についての検討に参加していた者なので、何というのでしょうか、作成した側でもあるし、今度は評価をする側からの意見ということで、自分でももう少し審議会の場でやれたこともあったかなというふうなことも含めながら、少し評価ということをさせていただきたいと思います。

事前に資料3-1ということで再度意見を用意いたしましたので、これに基づいて短い時間なのでお話しをしたいと思います。前回、意見を出して、またヒアリングをして、その後、回答を寄せていただいたものは、この番号3の施策のところ、一応回答としては記載をされているわけなんですけれども、いずれも検討してまいりたいというところで、検討をやめるとは書いてないのですけれども、私としては全体的にもう少し方向性とか期限の明記を求めたいというふうに考えております。

資料3-1を読んでいただくとわかるとおり、今回、横断的・包括的な金融サービス・市場法の制定に向けてというところで、ホップ・ステップ・ジャンプというところで、ホップは金融商品販売法の施行であったということで、ステップが現在の金融商品取引法の制定への段階ということで、私としては方向性としては評価をしておりますし、それから、一定程度の消費者保護のルールというものも今回を少しずつ整備されてきているというふうには考えております。

ただ、新たに提案された金融商品取引法というのは消費者の取引、特にトラブルの実態から見てまだ不十分な点があるということが否めないということを考えております。以下の点について、早急に再度検討を開始していただいて、期限を明記した上で結論を得ることを意見としたいと思っております。

まず第1ですが、金融サービス・市場法制としてさらに横断化・包括化を求めるということがあります。

2つの意味で抜け落ちを感じておりまして、1つはカバーする金融商品の範囲ですね。特に私が強調したいのは商品先物取引関係です。これについてはちょっと丁寧にまた説明をしたいと思っておりますけれども、緩和する法律の範囲で、さらに含めて銀行とか保険を含めるということが最終的な法律の体系なので、そこまでの期限の明記が必要と思っております。

2つ目に、なぜ横断的・包括的なものを求めるかという、今回利用者保護ルールについては、各業法とも横断的、同一のルールが課せられましたけれども、参入規制、情報開示、契約締結後のルール、エンフォースメント（法の執行）というものについてはでこぼこ感があります。ここは統一をした姿が望ましいと考えております。ですから金融商品の中で落ちてしまうものがあるということと、ルールの中で、でこぼこ感がまだ生じているということで全体的なものを求めていきたいと考えております。

1の2)のところに商品取引所法の話を書いておりますが、これは今の国会でも審議の非常に大きな論点の1つになっています。商品取引所法をなぜ問題にしているかという、被害がとて多いいいことです。私自身も過去、昭和50年代、1980年代ぐらいから被害が多発しているにもかかわらず、その都度手当てはしていらっしやいますけれども、相変わらず国民生活センターなどに寄せられている相談件数としては非常に多いいことです。今回この大きい金融商品取引法という枠組みができるのにもかかわらず、その対象範囲にも入っていない。利用者保護ルールしか入っていないいところでは不十分さを感じております。

それから、もう一つ、商品取引所法の中に入っていない海外市場の商品先物については、今、海外市場の商品先物を規制する法律、「海先法」と省略しておりますけれども、そちらで一応規制はしてありますけれども、こちらは参入規制がないし、財務健全性とか、そういったところの規制も入っておりませんし、行為規制のところでも適合性の原則がかかっていないいというふうにして、海外市場の商品先物は、私としては、利用者保護もかなり欠落をしていと思います。それから、海外市場の指数先物とかオプション取引は適用する法律が現行ない。

ここは国会の答弁をお聞きしている限り、集団投資スキームとして規制の網をかけるという方向性も示されてはおりますけれども、外国為替証拠金取引で金融庁が行政処分をしばしばと出されて事業者が破綻をして、今、海外先物へ事業者がどっと流れ込んでいといった実態があります。そういうことを考えると、商品先物取引、海外先物取引を包括的な、これは本当に次年度商品取引所法を改正して検討を尽くしていただきたいいというふうと考えております。

それから、2番目のところに販売勧誘ルールの話をしております。適合性の原則については、これはとても大きい話なので、損害賠償規定など民事ルールの導入を図って実効性を上げていただきたい。これは審議会でもたびたび繰り返したところでは。

それから、不招請勧誘の禁止規定ですが、これも今の国会で商品先物と並んで大きい論点で審議をされてい、私も時間がある限り傍聴に入って金融庁なり、農林水産省、経済産業の答弁をお聞きしているのですが、感じとして営業の自由を非常に強調なさっていらっしやるんですね。それから情報のアクセスの話をなさっていらっしやるのですが、営業の自由を、これは憲法から来るといってお話をなさっていらっしやるのですが、消費者側とか国民側からすると、静かにしておいてもらいたい権利ということも、これも憲法上大きいわけで、私は営業の自由の方が優先されるとはとても考えられない。金融審議会の中でもそこまでの議論はしていなかったいのでしょうか、事業者側からの委員はそういうところまで出ていなかったいので、私は消費者トラブルの実態を見ると、不招請勧誘の制限ということについては本当に踏み込んだ議論をしていただきたいいと思っております。

特に私は金融分野について、不招請勧誘の禁止ということを非常に強く言っているわけなんです、原則禁止規定を設けて、そして適用除外いものを政省令で定める方式と

いうことを提案したい。なぜ、そういう形にさせていただきたいかというと、外国為替証拠金取引が登場してきたときもそうなんですけれども、規制する法律がない。それから金融商品としてのネーミングもない状況だったのです。いろいろなネーミングの仕方でも登場してきていて、今の出されている法案の方式だと、政令で後追的に金融商品を指定していくという形になるわけですが、それでは隙間に落ちてしまう商品を救えないし、それによるトラブルを救えないし、後追いになるということで、先行してしまう被害を救えないという金融商品特有のトラブルの状況が生まれると思っておりますので、原則禁止を一般的な条文のところにおいて、適用除外を政令のところに置くと、そういう方式に再度検討をさせていただきたいと考えております。ですからこれも継続の課題と思っております。

それから、不招請勧誘の禁止規定については、先ほど商品先物取引の話をしていただきましたけれども、これほど商品先物取引の市場に個人・一般の投資家を登場させている国は、ほかの国にはない日本特有ですね。8割ぐらいが個人が登場しているわけで、トラブルの原因はほとんどが不招請勧誘ですね。ですから私は利用者保護ルールの同一のルールになさったということであれば、商品先物取引についても、商品取引所法を改正して、不招請勧誘の禁止規定を導入すべきだというふうに考えております。

それから、3番目のところにエンフォースメント（法執行）の強化を求めるということを書きました。これは現在市場の相場操縦とかインサイダー取引とかに規定されている課徴金、それから有価証券報告書の虚偽記載についても課徴金ということで導入されておりますが、これを課徴金の額を制裁も含めた形で増額をする。それから、課徴金のそれに値するものを年間100件とか200件ぐらい数値目標を掲げてやっていくぐらいの体制で臨んでいただきたいと思います。課徴金の体系については2年後に見直しという話がありますので、これも私としては検討を継続として不当利得吐き出しの検討も含めて、エンフォースメントの話は、まだ充実させたいと言いながら、審議時間が足りなくて欠けているところがありますのでお願いしたいと思っております。

ちょっと時間が長くなって、あと2分ぐらいで終わらないといけないのですが、4番目に、裁判外紛争解決の仕組みづくりの検討をお願いしています。これは金融商品取引法では、自主規制機関の業務の1つとして位置付けられておりますけれども、金融規制緩和ということで、1998年から何らかのルールができないか、検討を開始したときの当初からの課題だったわけですね。金融商品販売法を施行するときも先延ばしにされて、金融トラブル連絡調整協議会というものが設置をされているわけなんです。これもほとんど機能しているとはいえないので、これの検証が必要だろうと思っております。

それから、現在金融商品取引法の中の自主規制機関の業務の一部ということであれば、何ら今と変わることはないですね。そうではなくてイギリスにありますように、事業者から独立をした中立公正な機関、そして利用者・事業者が経費を負担をするというような裁判外紛争解決の仕組みづくりについての検討も審議会では検討不十分だったところですので、これも継続の審議としてお願いをしたいと思っております。

それから、5番目に、金融消費者教育を書きました。これは消費者教育については、この国民生活審議会全体の大きな課題なので、その中でも、特に金融というふうに思っておりますが、これは貸金業懇談会の方でも大きな問題になっておりましたけれども、金融商品取引法の位置付けは、これも自主規制機関の業務の1つとして書かれております。私は総則に持ってくるべきだというふうに考えておりました、私は消費者の立場で意見を言う、消費者は弱者だから保護しろとばかり言っているといった批判をよく受けるのですが、私自身はもちろん保護される面もあると思っておりますけれども、自律のための施策は尽くすべきだというふうに考えておりました、自主規制機関の業務の1つ、6つぐらい並べられている業務の中の1つという位置付けではなくて、総則において、国・政府として何をやるべきかを考えるべきだと思っております。

それから、6番目に監視機能の充実を図るということで、事後ルールのチェック機能ということで、現行の証券取引監視委員会の権限の強化というところをぜひ求めたいというふうに考えております。

いずれも私としては今回で終りということではなくて、継続の課題として、この消費者基本計画でも大きく位置付けて、なお、一層関係省庁の努力を求めたいというふうに思っております。

ちょっと時間をオーバーしましたけれど、以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。それではいくつか御指摘いただいた点について、とりあえず各省庁の方から簡潔に御回答いただいて、その後で委員の皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、まず、金融庁の方からいかがでしょうか。

○岡田投資サービス法令準備室課長補佐 金融庁でございます。ただいま原先生からも御指摘のございましたとおり、現在この関係法案が参議院で審議いただいております。さらにその審議の中でも、今、先生の方から御指摘いただいた点のうちの多くの点について与野党から御指摘しているところでございまして、私ども金融庁といたしましても、そういった御指摘については重く受けとめていきたいと思っております。

それで、ちょっと個別の点、商品先物については、後ほど経済産業省及び農水省の担当者の方からお答えしますが、それ以外の点について私ども現時点での考えを述べさせていただきます。

まずレジュメの1の1)でございますが、預金・保険等も含めたより包括的な法制、いわゆる金融サービス・市場法の検討につきましては、先ほども原先生の方からございましたとおり、昨年12月の金融審議会第1部会の報告に、まさに今回の投資サービス法、金融商品取引法と呼んでおりますが、その法制化と実施状況、各金融商品の特性、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえて、当部会において引き続き精力的に検討を続けていくこととしたいと、まさに報告書本体でされているところでございます。

今回の法案はファンドその他の隙間のある、現在まさに足元でいろいろ被害が生じており、また、生じ得るようなものについて早急に手当てするというところで、急いで今国会で

法案をお願いしているところでございますが、まず、この法案が現在審議中ではありますが、成立いたしました場合につきましては、できるだけ早く、大部ではございますが、施行に向けてきちんと取り組んでいくと。施行された後、この審議会第1部会、金融審議会の報告にもございましたとおり、きちんと検討していくということだと思います。

それから、3)の方で、無登録業者についての御指摘がございました。昨日も未公開株に関しまして、無登録業者が逮捕されるという事件も報道されておりましたが、これはまさに足元で非常に問題が多いと、私ども金融庁としても考えております。

現行法に基づきましても、財務局あるいは金融庁に新たに設けました利用者相談室に寄せられた苦情情報などで必要があれば、適宜業者とそのような活動をやっている業者と呼ばれるような者にヒアリングを行うとして、さらにその上で、捜査当局等にも情報を提供する。その他連携を強めておりますし、これまで何件か摘発があるのも、中には私どもと連携した成果というものも含まれております。

さらに今回の法案におきましても、一義的には業としてやっている以上は登録しているような規制をかかしてもらおうというのが原則なのでございますが、無登録業者の問題が多いということも踏まえまして、例えば登録されている業者に対する規制ということなのですが、広告したり、あるいは勧誘するときに、事前に渡す書面におきまして、自分は登録業者であるということと、あと財務局とかで付与する登録番号、そういったものについて明記するという規制をしております。これは裏返せば、無登録業者であれば、登録業者であると名乗ったり、虚偽の登録番号、広告あるいは事前に交付書面に記せば、それはそれ自体、真つ赤なうそということになりますので、その後、いろんな場面において摘発する場合においても、うそをついているということを契機にいろんな法律の適用などもあり得るところではないかと考えておまして、一定の対応をしております。引き続き、これは財務局、金融庁においても可能なことは取り組んでいきたいと思っております。

それから、2番目の販売・勧誘ルールで、適合性のルールにつきまして、例えば損害賠償規定など民事ルールの導入を図るべきということでございますが、これにつきましても、実は今回の法案で一定の手当てをしております。非常に技術的であり世の中で知られていないと思いますので、恐縮でございますが、簡単に御紹介しますと、金融商品販売法という民事法の特例法がございますが……

○山本座長 ちょっとすいません、時間の制約がありますので、個別のあれは、後でまた補っていただくことにして、結論というか、その部分を中心をお願いしたいと思うんですが。

○岡田投資サービス法準備室課長補佐 結論と申しますと。

○山本座長 今、いろいろプレゼンテーションあったことについて、現行法で十分と考えられておられるのか、あるいは一部問題意識を持っておられて、さらに継続検討すべきとか、そのあたりを中心に言っていただいて、その後、その理由づけとして、重要な事項をポイント絞っておっしゃっていただきたいと思っております。

○岡田投資サービス法準備室課長補佐 それでは、この中で、先ほど申し上げましたとおり、銀行預金等について検討というのは、引き続き検討するとか、課徴金につきましては、昨年12月に施行されて、2年目途に見直すとか、私どもとしても当然検討を今後していきたいと考えているというテーマもありますれば、すべていただいた御指摘は当然検討に値するのですが、多少強弱、現行法でもある程度手当てできているというような、現行法あるいは今回の法案におきましても一定手当てができているのではないかと思うような点もあって申しております。

2番目のやつは、今回の金融商品販売法でも一定の手当てしていますので、まずはその成果を見ていきたいと考えております。

3番目のエンフォース（法執行）の問題ですが、課徴金につきましては、先ほど申しましたとおり、2年を目途に見直していくと。制度枠組み全体の中で、課徴金額の増額とか、制裁性をどうするかということについても考えていきたいと思っております。

4番目の裁判外紛争解決の仕組みの問題でございますが、まず金融トラブル連絡調整協議会につきましては、これまでもずっと設立以来、包括をお願いしてきたところなのですが、今回この関係でいきますと、このメモでございます改正法の中に認定当事者保護団体という制度を新たに入れることとしております。これは今まで日本証券業協会とか、いわゆる業者の集まりでつくった自主規制機関においては、紛争・あっせんというものを法律において定めておったのですが、この新法の改正法による認定当事者保護団体というのは業者が集まってつくる団体以外の団体で、紛争とかあっせんを適正に行うことを位置付けておるものがございます。いわば、そういう裁判外での紛争解決の枠組みとして、このようなものを設けましたので、これがどのように利用されていくかというのをまず見守ってまいりたいと考えています。

それから、次の金融消費者教育につきましては、御指摘のとおり、金融商品取引法の総則の中には明記しておりません。これは私ども金融庁としては、法律に書いてなくても現在様々な取組をしていることに加えまして、金融商品取引法自体は業者に対して規制をかけるということを中心とした規制法でございますので、例えば金融庁とか、そういう関係行政機関が一生懸命金融消費者教育に取り組むという、役所の責務について盛り込むのはやや法律の性格上難しいという面があったかと思えます。

最後に監視機能の充実でございますが、これは商品取引監視委員会の権限の強化というもので、当然今後も必要な権限については、私ども必要があれば検討してまいりたいと思っております。ただ、私ども金融担当大臣から国会等でもお答えしていますとおり、現在の証券取引等監視委員会も検察庁にある意味匹敵するよなという言葉で大臣御自身の言葉で答えておられますが、相当程度実は強い権限を有しております。それを今後いかにうまく使っていくかということが課題ではないかと思っております。専門性のある人材の確保、そもそも人数をもう少し増やすといった人材。それから、実はこの夏から課の数が5つに増えて体制面でも整備図っておりますが、これまでもそういう努力はしていますが、

引き続き、まだそれでは足りないという御指摘ではないかと思っておりますので、引き続き、当局としては、あるいは監視委員会としては、そういうことに一生懸命取り組んでまいるといふ所存でございます。

すいません、長くなりました。

○山本座長 それでは、引き続き農水省にお願いしたいと思いますが、もう既にこのブロックの審議時間2分しか残っておりませんので、大変恐縮ですが、原委員の御指摘の点、それから、もう既に各省からの回答という形で、番号3の施策の資料2は、その御回答内容は既に示されており、委員にも既に事前に届けておりますので、要点を絞って御発言いただければと思います。

○田邊商品取引監理官監理官補佐 農水省でございます。それでは簡単に御回答させていただきます。

商品取引所法におきましては、原委員の一本化してないのではないかという御指摘につきましてお答えさせていただきますけれども、商品取引所法におきましても、平成10年、平成16年にわたりまして、委託者保護の観点から、特に16年の改正は再勧誘の禁止が法定化されたところございまして、必要な法改正を行ってきたところであります。

さらに今般金融商品取引法が審議されておりますが、商品取引所法も何も改正しないというわけではなく、販売勧誘規制の水準を横断化することにかんがみまして、金融商品取引法等と同等の規制を商品取引所法においても規定することとしております。例えば、具体的に何かと申しますと、広告規制、取引証拠金等の事業に係る書面の交付義務、虚偽告知の禁止を新たに追加することとしております。さらに損失補填等を禁止、適合性原則も強化することといたしてございまして、金融商品取引法の規制と整合性のあるものに改正することとしておりますことをぜひ御理解いただきたいと思います。

○山本座長 引き続き、経済産業省からもよろしくお願いたします。

○田中商務課課長補佐 経済産業省でございます。今、農林水産省から商品取引所法については御説明ありましたので、その部分は割愛しまして、現行16年の法改正によりまして、先ほど委託者保護の観点から規制の強化を抜本的に行ったわけなのですけれども、これにつきまして、実効性を高めるために委託者の、例えば原則勧誘が不適合となるような、高齢者の方であるとか、また年金受給者の方ないしは新しく新規にかかわった方に委託者保護措置として十分な保護をするようにという、要は実効性を高めるようなガイドラインも作成して、その上で我々検査監督をしっかりとやっていこうということでございまして、まだ、苦情はあると御批判があるところでございますけれども、国民生活センターのいただいているところでございますと、苦情の水準自体はまだ引き続きございまして、低下の傾向にございます。引き続きこの苦情等トラブルが減るように、農林水産省とも連携いたしまして、商品取引所法の施行を努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○山本座長 どうも大変急がせまして失礼いたしました。

それでは委員の皆様から、原委員のプレゼンテーションをお聞きしておりますので、後で補充がありましたらお願いいたします。御発言ありましたら、よろしく申し上げます。

○山口委員 私も原委員の意見に賛成なのですが、2点だけ特に申し上げたいと思います。先ほどの金融庁の説明でよくわからなかったのですが、銀行、保険などがなぜ他の金融商品と一本化された法律にならないのか、具体的な説明なかったし、全く理解できません。私自身、生命保険の勧誘に絡む裁判をやってみてびっくりしたのですが、契約した後、会社に報告書を勧誘担当者がつくって提出します。その項目の中に、勧誘によって契約したのか、それともお客さんの希望によって契約したのかというチェックする欄がございます。そこで勧誘によって契約したという欄に、恐らく100人中99人はマルをするのだそうです、従業員が。

これはおかしいのではないかということで、私、同業他社の人に聞いたら、いや、生命保険というのは、そもそもお客さんは希望しないんだけど、勧誘員がアクセスして、それで契約に至るのが当たり前なので、お客さんから希望したなんていうと、疑わしい商品ということになるんですよと。えっ、そんなものなのかということでもびっくりしたのですが、事ほどさように、金融商品というのは、お客様は何もわからないところで銀行などの金融機関側がニーズを涵養して、それで契約に至るといのがほとんどなわけで、そういう観点からしますと、これは銀行であろうと保険会社であろうと、その他の金融機関と金融サービス商品を販売する会社で区別する理由は全くない。そのところをぜひ今後の課題としてやっていただきたいと思います。

それから、不招請勧誘につきましても、先ほど原委員の方が、営業の自由と、静かに生活するいわゆるプライバシーの権利との均衡のことをおっしゃいましたし、きょういただいた施策の金融庁の回答には、顧客が自ら積極的に業者に働きかけない場合には情報を得ることが困難となって、情報を得るための手段がなくなるからと言わんばかりの書き方がされているのですが、これもおかしな話でして、不招請勧誘で、要するに聞きたくないお客さんにはアプローチしてはいけませんよという条文をつくるのがなぜこんな回答になるのかさっぱり理解できません。ぜひ不招請勧誘については、もう一回今後の課題として検討いただきたいと思います。

○山本座長 ほかの委員の皆様で御意見、御質問ございますでしょうか。原委員から。

○原委員 金融庁が御説明になられようとした適合性と金融商品取引法のことについては理解しておりますので、私の方から改めて説明いたします。

私としては、金融庁に一言なのですが、昨年12月22日の金融審議会の最終報告書では、引き続き精力的に検討してまいりたいというふうに書かれているわけなので、この引き続きと精力的にを考えると、私は即検討に、保険、銀行も含めた法体系の検討に着手すべきだと考えていて、期限の明記をしていただきたいということです。これは審議会でもたびたび意見が出ていたことです。御回答は、まずは法の施行状況を見てまいりたいということでは非常に不十分だと考えているということです。

それから、経産省と農林水産省なのですが、商品先物取引は本当に被害が多いのです。お年寄りに不招請勧誘で、ですから抜本的に商品取引所法の改正ということにで、特に、私は不招請勧誘の禁止規定の導入を望んでおります。先ほどいくつかこういうことを手当てしましたと挙げられましたけれども、不招請勧誘の禁止規定こそ、私は最大限本当に必要と思っておりますので、来年度でも改正ということで検討に着手をしていただきたいと、再度申し上げたいと思います。

○山本座長 ほかに委員の皆様で御意見等ございますでしょうか。

それでは、大変時間が限られておりますので、大体お出しいただいた意見で、方向性が合致しているところもかなりあると思います。各省庁も問題意識は持っておられ、引き続き検討すると、引き続き検討してくださいという部分は合致しているところがあると思いますが、期限明記すべきであるという御意見があった点と、不招請勧誘の禁止規定、特に商品取引所法についてより立ち入ったルールが必要ではないかという部分。これは内容にかかわる問題でございます。それにつきまして、これは各担当省庁において御検討いただいて、後日、事務局まで御回答いただけますでしょうか。その上で、また次回、私どもで検討し、また場合によっては意見交換をさせていただければと思います。

とりあえずきょうの段階ではそういうことでよろしゅうございますでしょうか。ほかに御意見ございますか、よろしいですか。

では、各省庁におかれましては、よろしくお願いをいたします。

どうも、本日はありがとうございました。

(金融庁、農林水産省、経済産業省退席)

(金融庁、経済産業省着席)

○山本座長 それでは、次に、重点審議施策〔2〕の2「信用分野における消費者信用全体から見た幅広い検討及び緊要な消費者トラブルへの対応（悪質住宅リフォーム問題への対応）」について御審議いただきます。資料2の中では、番号4及び番号19の施策が対象となります。この施策につきまして、御提案をいただき委員は山口委員でございます。また、本日は金融庁、経済産業省から御担当の方に御出席いただいております。

それでは山口委員、よろしくお願いたします。

○山口委員 私の方は「クレジット事業者の過剰与信問題の早期解決を目指すべきである」という観点から、資料3-2に則しまして、大項目について述べさせていただきたいと思っております。

言うまでもなくクレジット事業者の無軌道といえますが、過剰与信による消費者被害は極めて深刻な状態です。消費者ローン事業者の過剰与信や高金利の問題は、これは金融庁の方で、現在も毎日報道されておりますけれども、いわゆる29.2%を利息制限法まで下げるべきかどうか、あるいは過剰与信の防止、取り立ての方法について規制の在り方等、現在検討中でありまして、恐らく遅くとも来年の1月までには結論を見られるだろうと、私どもとしては期待しておりますし、日弁連としても会を挙げてその決着のために努力しているところであります。ぜひこの点は金融庁に御尽力をお願いしたいと思うんですけれども、これと併せていわゆるクレジット問題についても抜本的な対策を講ずる必要があるのではないかと思うんですね。

消費者金融とこのようなクレジットによる与信とは金額的にも匹敵するような金額が消費者に提供されているわけでありまして、先般から問題になっておりますリフォーム商法の問題や、着物・寝具等の次々販売の深刻な実態を考えますと、通達行政による事業者への指導で解決することは困難ではないかと思うんですね。つい先日、5月24日に産業構造審議会の割賦販売分科会の基本問題小委員会で報告書がつけられました。この中で悪質住宅リフォーム対策の実施状況云々の問題ではないことが、この報告書の中にも明記されていると思います。その部分は、例えば、こういうふうな書き方がされております。特定商取引に関する法律違反となるような悪質な販売行為などに利用されるケースや、支払い能力を超えたいわゆる過剰与信が後を絶たない。こういう指摘がされております。また、ここ数年、異業種による新規参入や業界再編、機能分化が進み、さらにインターネット商取引など新たなビジネスモデルの誕生など、取引実態も複雑多様化し、複数の関連事業者が介在し、その役割と責任関係が必ずしも明確となっていないのが現状であると。

そういうことから、悪質住宅リフォームについては、それなりの成果が得られたと私どもも評価しておりますし、今後もその結果については監視が必要だと思っておりますけれども、

その後、次々と絵画ローン、真珠投資の名義借り問題なども出ておりますし、つまりこれは特定の業界が出てきたからといって、慌てて行政の方が対処しても、そのときには既に次の業界にシフトしているという、先ほど金融サービスの問題でも指摘されたような、そういう実情がこれは顕著にうかがえます。

そういう観点からしまして、これは経産省におきまして、割賦販売法の見直しを早急になさる必要があるのではないかと思うわけです。これは既に行政指導で何とかなるというレベルの問題ではないと、私どもとしては考えております。例えばさんざん言われておりますが、信販会社の監督管理責任違反の与信についての民事効の問題とか抗弁権の接続の場合の既払金返還義務を法定できるかどうかという問題。それから、与信限度違反のクレジットについての民事的な効力の問題など検討すべき点が多々ございます。もちろん割賦販売法の適用範囲の問題もありますけれども、ぜひ、この点、現在経産省でも検討されていると思いますけれども、期限を限って、いつまでに、どういう形で実現するかということで方針を立てて実行していただきたいと強くお願いいたします。

以上です。

○山本座長 それでは、順番変えまして、まず委員の皆様から最初に御意見をいただいて、その後で、各省庁から御発言をいただきたいと思っております。ほかに今のテーマにつきまして御発言ございますでしょうか。

○原委員 今、山口先生のお話の中に出ておりました産業構造審議会の割賦販売分科会の基本問題小委員会に所属をしております、検討に参加をさせていただいておりますが、6月7日が最終回になるわけですが、原案は前回示されまして、冒頭大変大きく、これからのクレジットの在り方というところで、抜本的に見直していくという大きな方針が示されております。

内容的にも、これまで消費者トラブルの現場から問題の指摘をしていたクレジット会社の加盟店管理の問題、既払金への抗弁の接続の問題とか、かなり網羅的に入っていると思っております。それから、古くから指摘をしておりました割賦要件、支払い要件ですとか、指定商品制の問題、それから新しい問題としては、クレジットを取り巻く事業者がいろんなタイプのものが登場してきている。マクワイヤラーとか、決済代行業でしたか、いろんな形のもの。それから、国際ブランドと呼ばれているVISAとか、そういったものも登場してきています。非常にクレジットがいろんな決済の場面に利用されるようになって、事業者もいろんな広がりを見せてきているので、そこもどういったルールをかけたらいのかというような話になっておまして、全体的に問題点はかなり抽出されていると考えておりますので、ぜひ、その問題点を1つずつ解決していく方向で、割賦販売法を改正して、販売信用法へ持っていくべきだと考えております。

今、期限の明記の話は何度も申し上げておりますけれども、実際には、今、和服の次々販売もすごい問題になっていて、ともかくクレジットの契約が、手元に当座のお金がなくても大きな買物ができるということがクレジットの魅力でもあり魔力でもあるわけですね。

それを利用して悪質な事業者が入り込んできていると。それをよしとしている事業体であってはならないと思っておりますので、ぜひ抜本的に割賦販売法を改正し販売信用法へ持っていくべきだと考えておりますので、ぜひ決意表明を聞きたいと思います。

○山本座長 ほかに委員の皆様から御発言がございますか。

○岳野委員 前回のときに松本部会長からも御発言があったのですが、最近、悪質業者を処分してみますと、信販会社について経産省さんが御指導いただいたので、ほとんどそちらの方は、加盟店契約を打ち切るということで効果を上げております。ところが、最近、松本部会長がおっしゃっていました、繰り返しになりますが、信販会社から悪質事業者が貸金業者へ乗り換えておまして、そういうことが続きますと、私どもが処分しても、貸金業者と悪質業者の関係は打ち切られずに脈々と続いて、処分が効果を発せられないというようなところがございます。

この御回答を見ますと、貸金業者も割賦購入あっせん業者に該当して規制対象だということなのですが、貸金業者はそもそも金融庁の所管でございまして、そこら辺、経産省との隙間のところでどういう御指導をしていただけるのか、どのような規制方法があるのかについて御回答いただければと、このように思います。

○山本座長 それでは、項目としましては、経産省マターが、今までの発言の中で多く出ているようですので、まず、経産省からこれまでのいろんな期限明記でありますとか、ただいまの御質問ですとか、そういう点を中心に御回答をお願いしたいと思います。

○樋口取引信用課課長補佐 経済産業省でございます。先ほど山口委員、原委員、岳野委員の方からお話ございました産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会についてですけれども、これは昨年11月から、現在のクレジット取引を取り巻く環境変化というのが大きく変化をしていると。昨今の割賦販売法についても、昭和59年に抗弁権を接続して以来、直近の16年に改正をしておるのですが、いろいろ取り巻く環境が変化していることを踏まえて、どのような課題があるのかということ全般に洗い出しをしようということで、全般的なクレジット取引を取り巻く環境についての精査を行っておるところでございます。

課題として3つあったところについて、いろいろ議論をさせていただいて、個人情報保護の話ですとか、過剰与信に関係のある信用情報機関の話というような対策についても、一定の方向性を出す報告書をこの3月に取りまとめさせていただいたところであって、今、御指摘の、特に今、割賦販売に関する規律強化というのをどのように考えるかということは、全般的なクレジット取引の在り方、先ほどの定義の話も含めて、今、検討の事項として御議論をさせていただいているところでございます。

特に、先ほど山口委員からございました、リフォームとか次々販売のことについて申し上げますと、これまでも経済産業省においては、累次にわたる通達において指導してきたところでございます。特に昨年のリフォームにおきましては、非常に社会的な問題となったということ認識しておまして、私どもの方でも業界に強く指導いたしまして、業界

の方でも総点検をいたしまして、加盟店においては、問題のある加盟店を切るというようなことをいたしましたので、一定の効果は出ているのではないかと考えているところです。

引き続き、そのところは法律的にいろいろ課題があるので、そこは改正をするべきだという御議論があることも認識しておりますし、我々のところの方でも、まずは実態を検証した上で、どういったことができるのか、もうちょっと精査をしていくというような必要があると考えておりますので、先ほど申し上げましたように、全般的な課題についての洗い出しを行っておりますので、その課題について、これは非常に膨大なことございまして、クレジット取引関係者が複雑化しているということもございまして、それぞれの課題について実態把握をして、どういったことができるのかということを中心に詳細に詰めて考えていかないと、直ちに制度ができるというものでもございませぬし、先ほど御指摘のございました抗弁権、既払金のこととか加盟店加入のところも法的にいろいろと検討すべき項目がございまして、そのあたりをまた引き続き検討していくことが必要かと考えております。

現在行われている割賦販売分科会基本問題小委員会については、とりあえず来週の6月7日で、まずは論点の整理という形で取りまとめをさせていただきまして、その後、引き続き検討を行って、今申し上げられたような課題について引き続き検討していくということを経産省としては考えております。

それから、個別の論点でございますけれども、現行、信販業者が撤退した後に、加盟店のところには貸金業者が入ってくるとどうということなんだという話がありますけれども、法律上は、割賦販売法においても、この貸金業者が加盟店の取引関係において、密接な権限関係があるという場合には、割賦販売法の適用対象という形で記述の対象になっているということで、我々の規制対象という形になっているのですけれども、ここら辺のトラブルも最近多いというような話も聞いておりますので、また、実態を踏まえて適切に対処するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○山本座長 今、最後におっしゃった点については、割販法上の民事ルールは適用する枠組みができてはいるけれども、恐らく委員の方の御関心は、業者の登録ルールであるとか、業規制や行為規制のルール、これは割販法自体がそういうものが個品割賦購入あつせん分野でございませぬので、そのあたりを総合的に含めて、さらに検討するというお答えであったかと思えます。

それから、期限明記ということにつきましては、非常に抜本的な改正を視野に入れているということなので、その辺を含めて検討するという、そういうニュアンスの御回答をいただいたかと思えます。

では、引き続き金融庁の方からも、若干委員から指摘事項がございましたので、御回答をお願いします。

○大下信用制度参事官室 金融庁信用制度参事官室の大下と申します。つい30分ぐらい前

にピッチヒッターを言われまして、ちょっと要領得ないかもしれませんが、説明させていただきます。先生方、御存じかと思いますが、昨年3月から当金融庁では、貸金業制度等に関する懇談会というものを開催しておりまして、これには原先生も御出席いただいて、大変貴重な御意見をいただいているところでございます。先月4月21日に、貸金業制度等に関する懇談会、座長の間中整理ということを取りまとめまして、その中においても、一番最後の項目ですが、今後の検討課題視点等という中で、一番最後に書いてあるのですけれども、ちょっと読み上げさせていただきます。

「当面は多重債務の防止を主眼として必要な制度改正に取り組むべきであるが、消費者基本法に基づく消費者基本計画を踏まえ、中期的には関係省庁が連携の上、信販を含めた包括的な消費者信用法制の構築に向けて検討を進めるべきであるとの意見があった」というふうに報告がなされております。

今回の懇談会、まだ決まってははいないのですが、今後このような意見を踏まえまして、現在与党等でも議論が行われているのですが、金融庁といたしましては、このような中間整理の中の報告にありますように、こういった御意見、御提案がありましたことをしっかりと受けとめて、基本的には多重債務者の防止するという観点から、どのようなことが一番適切か、どのような筋道をとっていくのが適切なのかということを検討を深めてまいりたいということですので、期限を明記という点については、そういうことで御勘弁いただきたいと思っておりますけれども。

○山本座長 どうもありがとうございました。ただいまの御回答を受けまして、さらに論点メモという資料1-2の2枚目の「主な論点」というあたりを御覧いただきまして、今後、基本計画の記述をどう具体化していくか、あるいは具体的な検討内容について何か明記すべきか、スケジュールについてどのように考えるかということにつきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○山口委員 先ほどの経産省の方が、検討中だということで、具体的な回答がなかったと思うんですが、いわゆるクレジット会社の加盟店管理の在り方について、どういうふうになさる方向でお考えなのか。先ほどのお話ですと、業界に指導して、問題のある事業者を切ることで成果を上げたリフォーム事業の問題に即して、今後もそういう形でやっていきたいと言わんばかりのお話ではあったと思うんですけども、先ほども述べましたけれども、本当に次々と新しい問題が発生しているのは事実だと思うんですよ。つい先般も絵画とか宝石の名義借りの問題が発生しました。これは加盟店管理といっても、結局クレジット会社が何とか信用を提供して利息を稼がんといかんという経済的ニーズがあって、加盟店管理をちゃんとやれといっても、それは本質的に限界がある。力関係とかいろいろ見て、それを考えると、何らかの法規制が必要ではないかと思うんですが、そこら辺、どうもはっきりしないのですが、もうちょっと御説明いただければと思うんですけども。

○山本座長 リクエストがございましたので、再度お願いします。

○樋口取引信用課課長補佐 加盟店管理という形で、通達でということを引き続きやると

ということだけをオプションとして考えているわけではないんですけれども、いろんな法規制とか、それから、法規制によらない、例えば信用情報機関の活用とかいろんなやり方があると思うんですけれども、今、実態がいろいろな問題があることは、我々も認識はしておるんですけれども、実態を把握した上で、どのような政策の組み合わせ、オプションというのが適当なのかというのを検証しないといけないというふうに考えておまして、恐らく1つの政策オプションをとるだけではなくて、いくつかの組み合わせということでも功を奏するのではないかとということもありますので、その辺は今すぐお答えができるという塾度にはないものですから、引き続き勉強して検討して行って、今の状況というのを改善するべき方策を打ち出せるようにしてまいりたいという状況です。

○原委員 加盟店管理についてなのですが、これまでも通知・通達のたぐいは6回も出されていて、結局のところ機能を果たしていないところを私は出発点として考えて、いくつかの組み合わせがあるというのは、それはそのとおりの思いますけれども、その中に法律改正、そして条文の中にきっちり加盟店管理についての規定を置くべきだと考えております。

それから、もう一つ、私がすごく気にしているのは、先ほど岳野委員から、実際にトラブルがあって、信販会社に連絡をすると、悪質な加盟店と思われるものは契約を切っていらっしゃるようだというお話があったのですが、消費者相談の現場のところでは、和服販売も次々販売もそうなのですけれども、文句を言ってきたお客さんには返金をするというか、返すということで、表に出さないというようなことをやっていたらっしゃるような感じがして、消費者センターに言ってきた消費者というのは苦情を抱えた消費者の5%ぐらいと言われておりますので、その背後には20倍のトラブルを抱えている人がいるということになるわけですが、文句を言ってきた人には対応して表ざたにしない。弁護士さんがかかわってくると、それも対応して表ざたにしないというような形で、すごく水面下に潜っている被害というのがあるのではないかと感じておまして、ぜひそういったところも配慮の上、検討は進めていただきたいと考えております。

○山本座長 加盟店管理義務というのは、これは割賦販売法にしても、販売信用法にしても業者間の関係にそこで義務を課するという、アプローチでは、法制的にこれ以上動きようがない。これはクレジット契約の問題ですから信販会社と消費者との関係に焦点を当て、例えば適正与信という枠組みで検討しようということで、山口委員、原委員がおっしゃった、そういう御意見も相当強力で主張されており、その問題意識は報告書の中に盛り込まれていると思います。

問題は中身と法律効果、スケジュール、この辺はなかなか、今お示ししたいというのが委員サイドの御要望ですが、その辺はなお調整が必要かと思えます。

ほかの委員の御発言でございますでしょう。特に番号4の施策の現行の基本計画の書きぶり、それに括弧書きで〔平成17年度以降継続的に検討する。〕と、こういうのを付け加えるというぐらいでよろしいのか、それともこの書きぶりをどうするかというのが、最終

的に我々の作業目標というか、この書きぶりについての国民生活審議会の意見を述べると  
いうのが我々の作業目標ですので、そのあたりについて、何か具体的な御意見などをいた  
だき、そして場合によってはさらに各省庁との場合によってはすり合わせが必要になるか  
と思いますが、今までの御審議などをお聞きになって、何か御提案はございますでしょ  
うか。

○原委員 たびたびで恐縮です。今回これに書かれてはいないことなのですが、検討状況  
をいろいろ見ていて思うことは、個人信用情報の扱いです。個人信用情報が過剰与信防止  
のためには非常に大きな効果を発揮するものだと思っているわけですが、貸金業懇談会  
でも最終場面ではヤミ金に流れるという話が、実際に金利規制のところをいじってしまうと  
ヤミ金に流れる層があるのではないかという意見は事業者から出る。

それから、それに対しては、弁護士側からは、わざわざヤミ金のところに行くのではな  
くて、ヤミ金事業者からダイレクトメールが来るという話がありまして、個人信用情報が  
過剰与信に適切に使われているわけではなくて、逆の使われ方をしているというような現  
状があって、なぜダイレクトメールが来るのかということ、自己破産をすると官報に載るの  
で、官報に載った名前がありますよね。それから、あとは全情連がありますけれども、全  
情連はかなり不正利用で処罰をかけていらっしやって、それがほかの信用情報機関よりも  
件数が多いという感じがして、そういった全情連の中でも不正利用みたいなものが一  
体どれぐらいあるのだろうか。

それから、よく名簿屋と言われますけれども、実際の借りた側のリストが売買されてい  
るのかというような感じがあって、個人信用情報の扱い、これが過剰与信にどのように適  
切に利用され、防止されるべきかということについては、私は検討を尽くすべきではない  
かと感じております。

○山本座長 ほかに御意見はございますか。長田委員。

○長田委員 私はこの分野は非常に不勉強なんですけど、この不勉強な私でも、次々販売で、  
過剰与信で非常に大きな被害が出ているということは承知しております。そういう現状か  
らいきますと、先ほどから経産省さんからのお答えで、検討していることはよくわかりま  
したけれども、ここの期限までにやるのだという期限を入れていただいて、たくさんいろ  
んな問題がある、法律でできないこともあるのかもしれないけれども、とにかくやるの  
だという姿勢が、やはり期限が入ると入らないのとでは全然違うのではないかと思います  
ので、再度御検討いただければいいのではないかなと思います。

○山本座長 ほかに御意見ございますか。先ほど全情連の若干実態についての御質問も原  
委員の御発言の中に含まれていたかと思いますが、これは金融庁のmatterですか、何かこ  
の場で御発言いただくことはございますか。

○大下信用制度参事官室 個人信用情報機関については、先ほど申しました中間整理の中  
でもいろいろ報告されていまして、問題意識は、原先生のおっしゃるとおりで、今後いろ  
いろ個人情報保護法との関係とか、そういうことを含めて検討しなければいけないという

認識ではありません。

○山本座長 ほかに委員の皆様で御意見ございますでしょうか。委員の皆様の御意見、それから、各担当省庁からの御回答を総合して考えますと、現在の段階では非常に強い御要望として広い意味での適正与信に係る包括的な取組をより強化すべきである。本日の論点メモによりますと、2. の(2) のところに示されている課題でございますが、それに関して、委員の方からは加盟店管理という、いわゆる個品割賦購入あっせん分野における問題が提起されましたし、また、量的な意味での過剰与信の防止、そのための個人情報情報機関の適切な活用、それから個人情報情報機関における情報の不適切な利用についての防止策と、そういったことが問題として提起されたかと思えます。したがって、我々の課題としては、本審議会あるいは本WGの意見として、基本計画の中にそういった観点を多少具体的に盛り込むようなことを提案するというのが1つの考え方ではないかと思えます。

プラスアルファして、本日もちょっと意見が分かれましたのは、スケジュールの設定ということでありまして、これにつきましては、委員の御関心は各省庁におかれてもよく御理解いただけたと思えますので、各担当省庁におかれましては、その点についての御見解、きょうの回答で大体出ておりますけれども、一応念のため、スケジュールの提示について、こういう項目についてはいつごろまでとか、そういうことが可能かどうか、あるいは一切それは難しいのか、その辺をお持ち帰りいただいて、検討の上、事務局まで後日御連絡いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、まだ御意見もおありだと思えますけれども、次の項目が控えておりますので、このあたりにしたいと思えます。担当の省庁の皆様、どうもありがとうございました。

(金融庁、経済産業省退席)

(総務省、経産省着席)

○山本座長 それでは、次に重点施策の〔3〕、「ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討」について御審議いただきます。資料2においては、番号5の施策になります。これにつきまして、御提案いただく委員は長田委員です。また、本日は総務省、経済産業省から、御担当の方へ出席していただいております。

それでは、長田委員お願いします。

○長田委員 時間が少しずつ押しているようなので、現状のところは少し簡単にしながらお話しをさせていただきたいと思えます。

きょうお話しさせていただきますのは、IT・インターネットの世界でいろいろ起こっている消費者被害についてということで、少しいろいろな話に飛んでしまっていて恐縮ですが、お話しをさせていただきます。

まず、この現状からいけば、皆さん御承知のとおり、消費者被害のかなりの大きな部分のところにはITの分野が複雑に絡んできております。相談も、不当請求、架空請求というところがそこはかなり入りますので、非常に膨れ上がっていて、少し鎮静化しているのではないかという話もありますけれども、それでもやはり大きな部分を占めているというこ

と。

それから、警察庁の検挙も、インターネット・オークションを利用した詐欺事件が前年比で2.6倍ということで、かなり増えてきているということ。

もう一つは、「迷惑メール」対策に関しても、特定電子メール法改正されましたけれども、そこでの逮捕はまだ1件のみということで、まだ改正されたばかりですけれども、ではどれだけ効果が上がっているのだろうかということからいえば、利用者の実感としては、迷惑メールそのものがそれほど大きく減ったという感じはない。それから、大量送信についてはいろいろな対策が行われてきているので、少し小口の送信に形をかえて、総務省の会議の中では、委員の中からも学生というふうに特定できるわけではないですけれども、アルバイト的に小口にスパムを送信するというような、そういう実態も出てきているのではないかという指摘がございましたし、現に私のところにも、割と読むようにしていますけれども、物語調だったり、非常に個性豊かなスパムメールが非常に増えてきているのではないかというふうに思っております。

そういう現状の中で、問題点をいくつか指摘させていただきたいと思います。2枚目です。

まず、ITを利用した不適正な取引行為が行われると、消費者被害は即時に広範囲に発生するという事は皆さん御承知だと思います。

こうした消費者被害は、都道府県は当然のこと、国境を越えた取引が容易に行われた結果の紛争になっておりまして、その紛争解決には同様に、国境を越えて、諸外国と連携とした取組が必要になります。消費者基本法においても、第2条の3に「消費者政策の推進は高度情報通信社会の進展に的確に対応すること。」また、同条4に「国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保して行われなければならない。」と規定されております。それぞれの省庁で国際連携が現在いろいろ行われていることは承知しておりますけれども、紛争解決のレベルまで進んでいるとはまだ言い難い状況ではないかと思っております。

ネット・オークションにおきましては、それぞれ検討の場面でもいつも指摘されていることではありますけれども、サイトの提供事業者の管理責任の回避という現状がございませう。インターネット・オークションにかかわる消費者トラブルを防止して、不当行為を行う悪質事業者を排除するという事は、インターネットの世界を安全・安心でおくためには絶対に必要なことです。そのためには、ネット・オークションにかかわるすべての主体が取引ルールを遵守することが必要になります。ですから販売業者が特定商取引法などを遵守すること、それは当然ですけれども、サイト提供事業者にも管理責任というものをきちんと規定していくべきではないかと思っております。

消費者はむしろ販売事業者というよりは、サイトの場に信頼性を委ねているということが非常に多いのではないかと思っております。また、サイト提供事業者も登録時とか、売上に応じて収入を得たり、ポイント制を導入するなどの販売促進も行っていて、それにもかかわらず責任は回避しているのではないかというのが我々の考えです。サイト提供事業者の詐

欺的行為を防御して、監視して、排除するという責務をぜひ持っていただければと思います。ルール違反を排除することによって、事業者とか事業者団体にとっても、適切で自由な市場競争が整備されるということになります。

ちょっと話が飛ぶようですが、迷惑メールの方の対策では、総務省からのフィッシングのところの回答に書かれておりますが、25番ポートブロック、現在いくつかのプロバイダーで取り入れられてきていて、これから効果が上がるのではないかとというふうに考えられていますけれども、それ以外では、利用者の側がフィルタリングをして、ソフトなどを入れて自衛手段で行っているというのが現状でございます、それ以上になかなか効果的な対策が見つかっていないというのもまた現状ではないかと思えます。

特定電子メール法で規定されているオプトアウトというのは、実質相談の現場でもだれでもそうですけれども、オプトアウトはしてはいけません、相手にアクセスしてはいけませんというのを言わなければいけない現状でございます、オプトアウトそのものには実際に何の意味もないという形になっているので非常に大きな問題だと思います。

それで、そこに対応するためにどういうことをということで行くつかの提案があります。

まず、ITの関連の取引については、非常に専門的であり、刻々と新しいものが入ってきたりするということもありまして、政府が専門の消費者相談窓口を直接設置して、消費者被害の救済を迅速に図る必要があるのではないかと考えます。これらの相談窓口に寄せられた情報を、精査機能として活用して、迅速に政策を展開して、被害の拡大防止や未然防止を図る必要があるのではないかと。

なぜ国がということなのですが、リアルタイムに被害実態をとらえて、被害拡大や未然防止のための政策に結びつけることと、それから都道府県とか国境を越えた取引がこの世界では対象になりますので、地方自治体では対応が困難な場合がある。それから、国際間の救済体制の構築というためにも、国による専門の相談窓口の設置が必要ではないかと思えます。経済産業省の相談室とか、国民生活センターなどに専用電話などで対応し、その場合はあつせんもやるということが必要ではないかと思っております。

先ほど問題点のところでも申し上げましたように、ネット・オークションについては、サイト提供事業者の責任の明確な規定、そして実効性確保のための取組が絶対に必要であると考えております。消費者間取引のインターネット・オークションについても、特商法などの規定を取引ルールとして遵守することが、我々消費者にも当然求められているわけですので、行政や事業者、事業者団体による事業者啓発というのを経産省さんは行っているんですけども、消費者団体とも協働で、消費者教育・啓発というところも必要になってくるのではないかと思えます。

それから、迷惑メール対策のところでは、先ほど申し上げた25番ポートブロック対策を全プロバイダーに推進していくということ。それから送信者のデジタル認証、ドメイン認証というシステムがございますけれども、これもより推進をしていく必要があるのではないかと思えます。ただ、ドメイン認証は有料でお金がかかりますし、ドメインが認証されて

いるということで、イコール本人確認というわけにはなりませんけれども、とりあえず今の段階では利用者が選択できる手段の1つだということにはなると思いますので、より広く利用者に広報していく必要があるのではないかと思います。

最後に、先ほど金融の分野でも大きく言われておりました不招請勧誘の禁止のことをお話ししたいと思います。先ほどお話しましたように、現在オプトアウトしたら危険、誘い込むきっかけになるだけのオプトアウトというもの、オプトインにしたら何が変わるのかというふうにおっしゃられるかもしれませんけれども、昨年2月にEUの消費者団体との交流がございまして、私、EUに行って、日本のスパム対策というのを報告しましたがけれども、オプトアウトをとっているということで、何ということだと。まず立ち位置が違々と。利用者の遵守でいくべきだということで、そこに営業の自由とか、日本は憲法の問題、先ほどのお話も出ていましたけれども、その問題よりも、それを論破してでもオプトインに置くべきだというふうな指摘を強く受けました。

これは不招請勧誘を禁止するというのは、先ほどの両委員からの御提案ありましたがけれども、この世界においても絶対的に必要だと思っています。我々の静かにしておく生活、あのメールの世界で、個人的な生活でも業務でも、非常に多大なロスを与えられ、これは経済効果でいうと、すごいロスになっていると言われてはいますが、ぜひ、どうやったらオプトイン、不招請勧誘の禁止が実現できるのかというのをぜひ法律の御専門の皆さんに御検討いただいて取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つは、本人確認の徹底なのですけれども、これも御承知のとおりプロバイダーの契約には今本人確認が必要でない場合も多々ございまして、ネットの世界、匿名の世界となっておりますけれども、何かあったときには、その契約者がきちんと特定できることを何とかやっていっていただきたいと思っています。掲示板の開設者にしろ何にしろ、あの人だと実はわかっているけれども、きちんとした特定ができないがために対処ができないというような場合もあることは聞いておりますし、我々の普通の生活の中でも、子どものいじめとか、嫌がらせてとか、そういう世界にもメールによる攻撃、相手が結局そのことでは特定できないという、フリーメールを使ったり、いろんなことで特定できないということが出てきておりますので、何かあったときには、送信者なり、契約者なり、サイト開設者なりそういう人たちが特定できるのだというシステムが構築されてこそインターネットの世界も安全・安心ということになるのではないかと考えておりますので、これについても、総務省で検討が開始されていることは、実は私も参加させていただいておりますので承知しておりますけれども、より徹底した検討をしていただきたいと考えております。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。2点ほど、議事整理のため、議事整理というか、ちょっと指摘させていただきたいのは、ネットオークション等で消費者同士、市民

同士の取引には特商法の規制はかかりませんので……

○長田委員 遵守すべきであるという。

○山本座長 そういう意味ですか、心構えレベルのお話ということで、先ほど御発言があったということですね。

○長田委員 何ていうのでしょうか、掲示する、名前を出すとか、そういういろんな問題あると思いますけれども、遵守すべきところは遵守すべきであるということです。

○山本座長 それから、もう一点は、重点審議施策、資料1-1、1-2のところに、長田委員からプレゼンテーションなかった「インターネット上のクレジット決済における安全・安心の確保」という……。

○長田委員 すみません。それはぜひ山本先生に補足していただければと思って。

○山本座長 これはネットの取引においてはここが非常に重要でありまして、今、各担当省庁においても鋭意取り組んでおられるところだと思いますので、これをぜひ盛り込んで、我々としても審議をしたらかどうかという趣旨で、ここに挙げさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上のプレゼンテーションを受けまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○原委員 迷惑メールについてなのですが、番号5の施策ということで、御回答をいただいているのを少し確認させていただきたいと思ったのですが、迷惑メール追放支援プロジェクトというのをおやりになっらっしゃって、これで実際に「違法な迷惑メールに関する情報をインターネット接続サービス事業者へ通知し、利用停止等の措置を促進する」と書いてありますが、実際にこれがどれぐらいやられていて機能しているのかというのを重ねて質問させていただきたいと思います。

それから、各省からの回答のところ、「日本データ通信協会に設置された迷惑メール相談センターへの電話相談件数が、756件から621件と減少していること等から、迷惑メール対策の実効性は上がっている」と書いてありますけど、これは非常に少ない件数ですよ。個人でもこれ以上に届いているという感じがあるので、このPRもちょっと足りないのではないかな。もっとPRすれば、たくさんの情報が寄せられるように思うので、このPRとどういうところから情報が寄せられているかも併せて質問させていただきたいと思います。

○山本座長 それでは、質問がございましたので、よろしくお願ひします。

○平松消費者行政課課長補佐 総務省の平松です、よろしくお願ひします。

迷惑メール追放支援プロジェクトについては、総務省と経産省さんと平成17年2月から一緒に取組をしております、具体的な件数については、今この場で正確にお伝えすることはできないのですが、相当数迷惑メールの数をISPさんに伝えてもらって、ISPの約款に基づいて迷惑メールを遮断してもらうという措置をとっています。これはかなり当省としては実効性があるというか、効果はあるのではないかなと思って引き続き取

り組んでいきたいと思っているところです。

あと、お話がありました相談件数が数は減っている、現象数が少ないということなんですけれども、おっしゃるとおり、現象数については少ないということは事実なのですが、先ほど長田委員からお話がありましたとおり、迷惑メールの数が増加しているというような実態もまだこちらとしては把握していませんで、迷惑メールの相談自体は横ばいなのではないかなとこちらでは思っているところです。具体的にかなり増加しているということについては、こちらでも把握してないんですけれども、かなり減少しているということもなかなか言い難いかなというような部分もありますので、引き続きこれについては、当省としても取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○山本座長 ほかに御意見はございますでしょうか。

○福田消費経済部消費経済政策課長 経済産業省の消費経済政策課長の福田です。

長田委員が御指摘されたところはほとんどのところは共有意識です。ただし、現実問題としてできる問題とできない問題があります。まず迷惑メールですが、これは技術的に排除することは非常に難しいと思います。ポート 25 番のブロックなども対策の 1 つではありますが、だれが一体迷惑メールを出しているのかということまで特定するのは際立って難しいという状況です。私自身も毎日 100 件以上のメールは受けますが、かなり中国やアメリカからの迷惑メールも、経産省でさえも入ってくるという事態なので、かなりこれは技術的に難しい。ですから法的に規制すればいいというよりは、技術的にどう解決していくのかという問題があります。

それから、もう一つ、法的に解決するところは、どうしてもフィルタリングを途中段階でかけていくと、ある意味で、通信の秘密と密接に関係しているところもありますから、フィルタリングをどこまでかけられるのかという議論にも帰着する問題でありまして、これは結構難しいと。ですから、まず技術のところを詰めていかないと答えにはならないのではないかなというところがあります。

それから、ネットオークションにおけるサイト事業者の責任ということで、特商法では事業者を規制していますが、サイト事業者は規制しておりません。消費者からどう見えるかというのは御指摘のとおりでありまして、サイト事業者に対しては、今は自主的な取組をお願いしている。ないしは、例えば偽物であれば、それはプロバイダー責任制限法によって権利を侵害された人から文句を言われれば、一体どこのだれかということにはなりませんし、また、そういうサイトを自主的に削減するという事はやっていますが、若干限界感があるなということは思っていますので、何らかの対策はとらなければならないと思います。

それから、IT取引関係に関する専門の消費者相談窓口ということですが、全国の消費者相談窓口寄せられる件数は今若干起こっているとは思いますが、かなりの労働になっているということでもあります。正直申し上げれば、住宅リフォームのような、非常に 1 件

当たり物すごく大きな被害が出る。しかも被害になるのがお年寄りだったり、認知症の方々だったりすると。そういうところに個別相談の時間を割り振りたいので、できれば、こういうインターネットの少額多人数トラブルというのは事前に減らしておきたいという考え方はありますが、一方で、これを実際に消費者窓口として処理しようとする、実は電話ではなくて、メールで相談を受け、メールで返すという仕組みが必要でありますし、インターネットに関する造詣の深いの方が相談窓口にあたらなければならないと。それは今の消費者の方の培われたスキルとは若干異なると。だからといって、それは全部政府なのだというのはちょっと暴論過ぎるという感じがあります。

私どもは、通信販売協会に対して、そういう窓口をつくってもらっていますし、それから、民間の自主的な努力としてADRがこの春から実質的にスタートしていますので、そういうところの活用もしつつ、政府としてもある程度メールでも、こういう苦情を受けられるという努力をしていかなければならないと。問題はこの次に議論になりますが、集めた情報をどういうふうに使っていくかというところがまた大きいところではないでしょうか。

以上でございます。

○山本座長 資料の方の番号5の施策のところには、ただいま御発言のありましたネットオークションの問題といった問題は、特に現行の消費者基本計画では盛り込まれていないところがございます。したがって、各省からの回答につきましても、迷惑メール問題が中心に記述されております。そこでもう一つの検討項目でありますインターネット上のクレジット決済における安全・安心の確保につきまして、経済産業省の取引信用課の方から取組状況を御紹介いただけますか。

○樋口取引信用課課長補佐 経済産業省の取引信用課でございます。インターネットで商取引とクレジットにおける決済と安心・安全の確保ということでございますけど、この点につきましては、平成17年、昨年4月から研究会をしております、このネット上におけるクレジット決済に対する課題と問題点の整理というものを検討いたしまして、10月ぐらいに報告書の取りまとめをいたしました。

その中で、早期に取り組むべき課題というものともうちょっと時間をかけて取り組むべき課題というものを整理しまして、いろいろ検討するというにいたしまして、その中で、例えば本人確認というものがネットにおいて重要だということで、クレジットカード決済というものの安心・安全確保をするために、どのように本人確認の規律を高めていけばいいのかということについては、特にクレジットカード事業者を中心に、もう一段階高い、例えばパスワードとIDパスワードをクレジットカード番号以外に入力をしないと認証ができないことなど、郵便番号とか電話番号を使って、それで本人認証のレベルを上げるというような形で検討をすることになって、クレジット業界としては全体で合意、方向性、こういった形で本人認証のレベルを上げていくことについては合意が得られたということになっておりますので、あとはモール事業者の方々とか、加盟店の方々とか協力をして、

消費者の方々にとっては安全の確保のために手間が増えるということになってしまいますので、加盟店側としてちょっと煩雑だ、嫌だというようなことがありますけれども、そういった形でネットの安心・安全を高めていく努力は必要かと思っております。

また、クレジットカード事業者が持っている、例えば不正のカードの番号というものと、ネット事業者であるモール事業者とかオークション事業者というものは、例えば配送先情報とか、氏名とか、そういうところでよく使われる不正の名前とか住所の情報を持っていたりするのですけれども、これまでそういう情報がお互い交流されていなかった。もちろん個別には何かトラブルがあったときには情報のやりとりがされていたというようなことではあるのですが、そういった不正の利用を防止するというような観点で検討することが必要だという形を、先ほどの報告書の方で打ち出しております、それを踏まえて、現在のところですが、モールオークション事業者とクレジットカード事業者の方で、そういった情報交換をするための在り方の議論をしていって、具体的な体制を進めていこうというような形になって、ここは一步前進をしているところでございます。

また、特に決済の場合においてはトラブルが、これは販売に係るようなトラブルというものと、その裏側で決済に係るトラブルというものがあるわけですが、先ほども言っていたように、クレジット取引を構成する人間というものが、何人の手も介してそれで取引がようやく成立するということになっていきますので、どこにトラブルがあるのか、どういったところがトラブルになったときにストップしてしまうのかというようなところが、まだ、インターネット取引が始まって、96年からスタートすると10年ぐらいになるわけですが、その中の事業者、消費者の方々のこういったスタンダードみたいなものができていないというところがありますので、決済とかのトラブルにおいても、どういったスタンダードを確立していってやっていけばいいのかというところで、まずは実態を把握した上で、お互いに納得できるようなルールメイキングをしていこうというような形で現在検討を進めているところです。

そういった形で、昨年10月に「インターネット商取引とクレジット事業研究会」というのをやりまして報告書を取りまとめて以降、実体論のところでは、直ちに法規制をするという領域ではないのかなというふうに考えておりますので、そういった進んだところで、一歩ずつそういった取組が行われていっている状況でございますので、経済産業省といたしましても、その点については引き続き、そういった取組を支援していくとともに、本当に法的な規制が必要だというようなことがありましたらそのところはまた真摯に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。これまで委員と各省庁からの御発言をまとめますと、課題認識としては全体的に共有しているという印象でございます。その点、今後もこの問題について精力的に取り組んでいただくということだと思いますが、現在の消費者基本計画ですと、平成17年度に一定の結論を得ると、こうなっていますので、このままだと、

これでこの項目は落ちるということになります。しかし、迷惑メールについても、本日、具体の御議論はほとんど意見は一致してないという印象ですが、課題認識はあるというふうに理解します。また、ネットオークションについては、これはまさに経産省においても精力的に今取り組んでおられる。同様のことはインターネット上のクレジット決済における安心・安全の確保も当てはまると思いますので、そういった課題を基本計画に盛り込むという意味では、その範囲では意見の一致があると思いますので、そういったことをWGの意見として書き込むような方向になるかと思います。

あと、中身の点で、特にスパムの問題については非常に意見が食い違っておりますので、その点について何か御発言ありますでしょうか。あるいは資料1-2の論点メモですと、具体的な内容で、その程度の大きな課題を指摘するということでよろしいか。それとももう少し具体的な内容を盛り込むということなのか、スケジュールの点はどうなのか、こういった点について、委員の皆様御発言をいただきたいと思います。長田委員。

○長田委員 スパムの総量をきちんとはかっているところはないわけですし、データ通信協会にあるモニター機みたいなのところにどれだけ入ってくるのかというのはやっておられるかもしれませんが、どちらかというそれは携帯が中心であったのだと思うんですね。今パソコンにかなりシフトしてきていますし、相談も、これ電話相談と書いてありますけれども、メールでの相談も受けていると思いますが、その数が欠落していることとか、それから、ここにいらっしゃる方の全員の認識としては全然減ってないと、多分一致しているところだと思いますので、そこはもう少し、なかなか全世界的にも数などは数えられないと思いますけれども、減っているのか、減っていないのか、実感に合うような数字が出せるような体制を工夫していただければと思います。

○山本座長 ほかに、原委員。

○原委員 この問題は国際的な連携が非常に大きいと思っております、御回答の中にも、アジア太平洋諸国との会議だとか、OECDとかAPECの会議には出かけていると書かれているわけなのですが、先ほど長田委員からも御発言があったように、こういったところはオプトインの方式を原則で立てて対策を立てようとしている。これは最近『迷惑メール規制法概説』という本を宗田先生が出されて、この本も各国の状況を丁寧に紹介していただいている本だと思って読んでおりますけれど、こういった国際的な連携の下で対策を進めなければいけないとなると、この原則論の食い違いは、私非常に大きいと思いますので、ぜひ会議に参加なさったときには各国の取組の状況がどうで、どう連携を具体的にとれていけるのかということまで、私どもの消費者政策の場に反映させる形で進めていただきたいと思います。

○山本座長 それでは、まだ御意見等もおありだと思いますけれども、次の項目もございますので、このあたりにしたいと思いますが、委員からいろんな御注文が出ましたので、それにつきまして、何か各省庁の方で本日御回答いただいた内容に補充すべきような点がございましたら、事務局の方までお寄せいただければと思います。よろしくお祈りします。

それでは、担当省庁の皆様どうもありがとうございました。

(総務省、経済産業省退席)

(内閣府、経済産業省着席)

○山本座長 それでは、続きまして、重点審議施策〔4〕の「特定商取引法の厳正な運用及び国民生活センターと関係行政機関との連携の強化」につきまして御審議いただきます。

資料2で申しますと、番号2及び番号7の施策ということになります。

本日は、内閣府、経済産業省から御担当の方に御出席いただいておりますし、また、先ほど申し上げましたように、国民生活センターからは糠谷理事長に御出席いただいております。

資料1-1にございますように、この審議では、特定商取引法の指定商品・指定役務制度とPIONEERについて御議論していただきますが、両者は関連いたしますけれども、それぞれ大きな課題でございますので、両者を区分して議論を進めさせていただきます。

まず、特定商取引法の指定商品・指定役務制から始めることといたします。本件につきまして、御提案をいただく委員は山口委員です。では、山口委員よろしくお願いたします。

○山口委員 私は資料3-2の2項に沿って申し述べさせていただきたいと思っております。特定商取引法、割賦販売法にはいずれも指定商品制が採用されておりますが、これはぜひ廃止するというので、早急に検討いただいて、タイムテーブルもぜひ明示していただきたいと思っております。指定商品の編み目を潜る悪質商法が相次いでおりまして、これについて、行政の方が後追いで指定商品を追加してきました。99年にはエステティックサロン、語学学校、家庭教師の派遣事業、学習塾と追加しましたし、2004(平成16年)はパソコン教室、結婚情報サービスなどが追加されました。特商法の16年11月11日の施行でも、家庭用石油タンクとか、風力発電装置、土地の整地、除草なんていうのまで指定役務で追加されまして、割賦販売法においても平成16年11月11日には、太陽光発電装置、その他の発電装置などが追加されました。

私ども法律実務をやっている立場からしても、いちいち指定商品にこれが入っているのか、入っていないかというチェック自体が大変な作業で、恐らく消費者センターなどでも、これを微妙な業界においてはチェックするのがひと苦勞だと思われま。例えば、ことしの冬、雪が多くて、いわゆる住宅の清掃ということに雪下ろしを含むのだというようなことで、経産省の方が解釈されたようです。何で清掃に雪下ろしが入ると、私は不思議でしようがないんですけども、結局被害が、雪下ろしを口実にした悪質商法、金集めがまかり通ったものだから、慌てて解釈を追加したということだと思ふんです。こういう事態を見てみますと、解釈もややこしいし、後追いになる。なぜ、指定商品を廃止してやっていただけないか、不思議でしようがないです。これはぜひお願いしたいと思っております。今も育毛とか増毛とか、その他美顔整形などが問題になっておりますけれども、こういうのもいわゆる原則適用として、問題のある商品類についてはネガティブリストで除外をすると

いう形で十分対応できると思いますので、そういう方向でぜひ御検討いただきたいと思います。

割賦販売法においても同様の問題があります。先ほど来問題になっているように、割賦販売法は、来年にも改正法が提示される予定もあると私も期待しているのですが、そういう中でも指定商品を廃止するという方向でぜひ検討していただきたいと思います。

ただ、1つ難しいのは、これは特定商取引法の41条以下に特定継続的役務というのが6業種指定されております。これについては、中途解約権とともに違約金の具体的な上限規制の設定の関係などがありますので、この部分については個別指定がやむを得ないのではないかと思います。それ以外の全般的な指定商品、指定役務については原則廃止で一般的に適用するとしただうえで、ネガティブリストを検討するという方向でぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。これは経済産業省の御担当の方からお願いします。

○福田消費経済部消費経済政策課長 経済産業省消費経済政策課長の福田です。検討します。やり方とタイミングについてはいろいろ議論があります。私ども何とというか、法執行の現場でありますし、相談員窓口も抱えています。要するに相談をされたときに一体どれに、どういうふうに分類するのかというのに物すごく手間がかかっているわけですね。それは御指摘のとおりです。それは排除したいと思っていますし、それから、どういう取引、どういう役務で、仮に外れた場合に、どの省庁のどういう法律で、どういうふうにされるべきなのかということも議論する必要があると思います。

ただし、物事はそう簡単ではなくて、特定商取引法自体、なぜ今までポジティブリストに行って指定してきたのかという法律をつくったときまでさかのぼってちゃんと議論すべきものでありますので、御指摘の点はよくわかっております。やり方、タイミングについては少し議論をさせてください。

○山本座長 ということで、大変前向きな御回答をいただきまして、今までの経済産業省とのお付き合いの中では非常に画期的な御対応であります。したがって、我々としてもぜひ前向きに進めたいと思いますが、御発言のように、確かにそこに指定瀬をとってしているがゆえに強烈的なルールになっているという側面もあると。指定制をなくしてルールの内容が緩和されてよろしいのかどうかとか、そういう個別の問題もある。それからルールの内容も民事的なもの、行政法的ルール、それから罰則までありますので、そういう点でより精査が必要だというようなことが課題としてあるということかと思えます。

ほかの委員の御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。岳野委員。

○岳野委員、今、大変ありがたいお言葉をちょうだいしました。東京都の条例では、そちらの特商法をカバーするためにすべての取引ということでやっておりますので、特商法の方で、指定品目を増やすなり、ちょっと考え方を変えていただけると、私ども非常に強い

味方ができるというので期待しております。

併せて、今自治体の権限になっておりません通信とか電話についても、私どもできない中を非常に苦勞しながら、摘発なり規制をしているところもございますので、そちらについても、自治体でもできるというようなことを今後御検討いただけたらとお願い申し上げます。

○山本座長 その点はいかがですか。

○福田消費経済部消費経済政策課長 検討します。非常におかしくはないと思います。なぜかと申しますと、私どもは法律という以上は執行しなければ意味がないわけですね。ここ数年間で執行の件数は、経済産業省としても増えていますし、それから地方自治体、特に東京都さん、名前を挙げて恐縮ですけれど、あとは静岡県さん、非常に本件問題を重視して対応されていますし、この対応が全国に広まりつつあるというふうに思います。ですから可能な限り検討をいたします。

○山本座長 自治体の自治事務に下ろすという、通信販売、電話勧誘販売分野に関する要望がございました。それから、この間、経産省の方から御出席いただいた方から、政令市と県との関係につき御指摘いただいた点があるのですが、これは経産省マターとしても解決できることでしょうか。それとも地方自治法制全体にかかわる問題ですか。

○福田消費経済部消費経済政策課長 それは総務省さんと少し相談をさせていただくということではないでしょうか。

○山本座長 ただ、ほかの訪販等の権限は今自治体に下ろしていますが、その部分はよろしいのでしょうか。

○福田消費経済部消費経済政策課長 はい。

○山本座長 ほかに何か御発言ございますか。

それでは、本件は意見が方向性としては少なくとも一致しまして、したがって、本日の御審議を踏まえて……失礼、指定商品制については、割賦販売法のことも御指摘いただきましたので、取引信用課からもちよつと御発言いただきたい。

○樋口取引信用課課長補佐 割賦販売法の方でございますけれども、基本的には、できる、できないということを今問題意識としては、先ほど申し上げた産構審への割賦販売分科会基本問題小委員会の方で検討しておりますので、やや、与信というところで、また特殊性が入るということはありませんけれども、基本的にネガティブリストとか指定廃止ということについては一緒に検討しております。

また、特商法とも関係が非常に深いですから、その関係がありますので、その辺も併せて検討をすることにいたしたいと思っております。

○山本座長 これまでの各委員、担当省庁の方の御発言を総合いたしますと、私どもの消費者基本計画の意見としては、ここには大きな課題があるという点では一致しているかと思っておりますので、その点をより具体的な形で基本計画に可能な限り盛り込むというような方向で議論は進んでいるかと思っております。とりあえず本日の段階ではそのような整理をさせて

いただきます。

さて、5のブロックにおきましては、もう一つ、大きなテーマがございまして、それが「P I O-N E T情報のさらなる活用」ということとございます。本件につきましては、委員の方からのプレゼンテーションは特に予定してございませんで、経済産業省と内閣府国民生活センターから、私の方であらかじめお願いした資料を御提出いただいておりますので、その資料につきまして御説明いただきたいと思っております。

それでは、まず経済産業省の方からお願いします。

○福田消費経済部消費経済政策課長 経済産業省のペーパーに基づきまして簡単に御説明をさせていただきますと思っております。

私どもは、先ほども申し上げましたとおり、法の執行に一生懸命取り組んでまいりました。ここ数年間でほぼ経済産業省としての行政処分というのがなかったのが二十数件まで上がってきましたし、各都道府県の御協力も得て100件弱の法執行を行っているという状況であります。ただし、本省での法執行、地方局まで含めて、1件当たりにかかわる時間工数、人数全部考えるとそろそろ限界に近いところがあります。そうすると、世の中にタイムリーに、国民的に関心がある事項について法執行していくと。また、世の中でどういうことが起こっているのかというのを常に把握しておきたいというふうに現場としては思っております。

したがって、P I O-N E Tの情報というのはそういう面では大変貴重な示唆でございますので、これを活用させていただきたいというふうに思っております。しかも現状では内閣府さんをお願いし、内閣府さんから、さらにいえば、国民生活センターさんに、そういうふうなルートを通じて、月間30件だけ情報をいただくという形になっています。全くこんなのおかしいというのが我々の主張でありまして、常時我々はデータが欲しいということとあります。

現状の問題点として、経済産業省にも相談窓口がありますが、年間で2万件、P I O-N E Tでは百数十万件あるわけでありまして。こういうものをもっともっと大きなネットワークにするということが、接続によって可能だと思っておりますし、迅速な対応がとれるのだというふうに思っております。

法的に考えた場合に、例えば、国民生活センターさんには、独立行政法人等の情報の公開に関する法律とかいろいろな制約はあるとは思いますが。しかし基本的に国家公務員は、国家公務員法の100条で、すべて守秘義務規程が重なっているわけで、独法の職員の方々の守秘義務規程というのは、そもそも国家公務員法から全部来ているわけであって、政府の部内の中で情報がアクセスできると。当然アクセスされた情報は、国家公務員法に基づくものだというふうに思っています。仮にそれが国の方に出せないというふうにした場合に、一体P I O-N E Tで集められる情報というのは、そもそもP I O-N E Tの情報というものは一体だれのものなのですかと。何のために集める情報なのですかという問題の本質とかなり違った答えになるのではないかとというふうに私どもは思っておりますので、

ぜひともつなげていただきたい。

こんなことを内閣府さんに申し上げましたが、経済産業省が省でなくて、経済産業市であれば、喜んでつなげられるのでしょうかというプレゼンテーションをしたことがあります。我々は法執行を効率的にしたいわけでありまして、そこに対する制約はないというふうに思っております。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に内閣府国民生活センターから適宜御提出していただいた資料に基づいて御説明をお願いしたいと思います。

○勝見消費者調整課課長 内閣府消費者調整課の勝見でございます。

本日は、国民生活センターの糠谷理事長も来られておりますけれども、国民生活センターと併せて国民生活センターを所管する立場からまとめて申し上げます。

山本座長から、さきに提出しておりました私どもからの回答の一部についてももう少し詳しく説明してほしいという御指示がありました。当初の回答は、番号7の施策の紙のところに掲げてございますが、本日1枚紙で、その一部につき、さらに詳しく説明した紙を用意しております。説明の方は併せて口頭で述べさせていただきます。

まずP I O-N E Tをそもそも何のためにこういったシステムをつくったかということをおもなにもう一度整理してみましたけれども、利用目的が大きく3つあるかと思えます。1つは、各地の消費生活センターで実際に苦情相談処理に当たっている相談員の参考に資すること。いろいろなケースを見てもらって、苦情処理の実際の参考にしてもらう。もう一つは、国民生活センターの方に各地の消費生活センターからの情報が集まってまいりますけれども、それを国民生活センターで分析して、消費者被害の未然防止、拡大防止に役立つ情報を消費者に提供すること。それから、さらにこれは国レベルだけではなくて、地方自治体も含めてですけれども、そういったP I O-N E Tに集まった情報を活用して消費者政策の企画立案に活用すること、大きく言ってこの3つかなというふうに考えております。

現状、各省も、経済産業省をはじめいろいろな省でそれぞれ個別の消費者行政も担当されておりますので、それぞれの官庁は、それぞれ各役所の事情、法執行とか、そういった状況に応じて情報を集められていると思います。ですから当然P I O-N E Tに含まれる情報と相違がございます。

長田委員から、そういった各省が持っている相談情報をP I O-N E Tに集約して使えるようにしたらどうかという御提案ありました。確かにそういったものがあれば便利かとは思いますが、私どもも現在各省がどういうスキームで情報収集をされて、それをどう整理されているかは詳しいことは全く承知しておりませんが、恐らくかなり違いがあると思います。

1点、1年半ほど前の経験なんですけれども、実は今年の4月から一部の消費生活セン

ターにおいて、個人情報保護に関する相談を受け付けておりますが、それを始めるために P I O-N E T の相談カードにいくつかの項目を追加いたしました。実はその情報を集めて実際に政策に使うのは、私ども国民生活局の中の個人情報保護推進室というところですが、そこから国民生活センターの方に、こういった項目を載せてほしいと、かなりいろいろな要望がございました。ただし、項目が多くなればなるほど相談員さんの処理は大変になりますし、いろいろ集計の仕方も複雑になってまいります。個人情報保護推進室としては、その結果をいろいろ使いたいものですからいろいろな要求がございました。それで、私ども間に入って非常に苦労した経験がございます。恐らく各省のそういった情報とつなごうとすると、かなりそういった問題で困難が生じることが予想されます。

確かにそういったワンストップサービスというのでしょうか、そういったものがあれば便利とは思いますが、現在予算、人も非常に制約されている中で、そういったツールを新たに構築していくことが、費用対効果の点を考えて現実的であるかどうかということとを慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

それから、P I O-N E T の目的は、最初に申し上げたかと思うのですが、ただし、現在特定商取引法の執行とか、あるいは景品表示法などの執行の参考に供するために各省からたくさんの方の P I O-N E T 情報の提供依頼を受けております。施策 7 のところにも書かせていただきましたけれども、昨年度ですと、634 件いただいております。このうちの約 6 割は経済産業省からの要請によるものであります。ということで、現在でも確かに紙ベースではあるのですが、国民生活センターからかなりの P I O-N E T 情報を提供させていただいております。

それから、現在国民生活センターのホストコンピュータに P I O-N E T の苦情相談情報がどんどん集まっていますが、その苦情相談情報は、国民生活センターのものというよりは、本来各地の消費生活センターが集められたもので、各自治体の情報と考えております。ですから加工・集計したデータの場合は現在でも国民生活センターのホームページにおいて、一般の人でも検索が可能な状況にしておりますけれども、個別の具体的な事例のデータ提供については、国民生活センターはかなり慎重になっております。その理由の 1 つは個々の相談者の個人情報が何らかの形で外に出してしまうと、消費生活センターに来る相談が減ってしまうおそれがあるためです。

それから、実は平成 15 年に政府の情報公開審査会で、国民生活センターが情報開示請求に基づいて過去の苦情情報を開示したわけですが、その関係企業の方から、それは開示し過ぎではないかということでクレームがあって、政府の情報公開審査会で審議されました。それで、その中に、基本的に P I O-N E T 情報というのは、消費者からの情報を相談員の方が要約されておりますので、必ずしも真実相当性が担保されておりませんし、一部業者の方にとっては不利な情報もかなり載っていると思います。そのため、その情報公開審査会においては、開示された一部の情報については、開示することが不適切であったという決定がなされております。そういうこともあって、国民生活センターとしては、

特に事業者名等を含む個々のP I O - N E T情報を国民生活センターと各地の消費者生活センターを結ぶネットの外に出すことについては非常に慎重に扱っております。

それから、もう一点、山口委員から、消費者団体等からもう少しクレーム情報にアプローチさせてほしいという御意見があったかと思うのですが、本日の午前中の参議院本会議において、幸い消費者契約法の改正案が可決成立いたしましたので、私どもとしては、これから施行に向けていろいろ政令等を整備していくわけですが、その中の1つとして、現在あるP I O - N E T情報をどんな形で適格消費者団体に提供できるかということこれから検討してまいります。ということで、適格消費者団体等については、こういった形で提供できるかということ今後取り急ぎ詰めていきたいと思っております。

ということで、現在でもP I O - N E T情報を各省の要請においてかなり提供しているつもりですし、経済産業省は先ほどの件数からいっても大口のユーザーであります。前回、たしか岳野委員からだったと思うのですが、特商法の執行に当たっては、今の収集の仕方はちょっと不便なところがあるという御意見があったのですが、それはもともと特商法の執行のためにつくったシステムではないので、そういう形になっております。ただ、そういったユーザーの御意見もありますので、こういった提供の仕方が適当かどうかについては今後とも検討させていただきたいと思っております。

○山本座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのやりとりを踏まえて、委員の皆様から本件について御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○糠谷委員 ちょっとよろしゅうございますか。

○山本座長 糠谷委員。

○糠谷委員 もう時間もあれですから、簡潔に申し上げたいと思います。経済産業省から大変元気のいいお話がございまして、私も本当は元気を出したいところですが、高齢者の仲間入れをしておりますので穏やかにやらせていただきたいと思います。

それで、まず、どういう観点で統合しようかというのかというので、2つ、どっちを考慮されるのか、全省庁のデータを集め、全省庁といっても限りがあるにしても、主要な省庁のデータを集めましょうと、そういう仕組みをつくりましょうという提案が経済産業省の紙から見るとそういうふうになっていますね。これが本当に現実的なのか、国税庁は別としても、公取も金融庁も厚生労働省も国土交通省もというような仕組みを本当に考えておられるのか、また内閣府がそれを本当にそうだと思ってやろうとしているのか、それは御決意を伺いたいというふうに思いますね。

もう一つは、経済産業省と国民生活センターをつないだらどうだと。多分本音はそちらだろうと思いますし、現実的なのはそちらでしょうから、別に衣の下に鎧でもないでしょうけれども、それが考え方だという前提でこれからの話はさせていただきます。

そうしますと、P I O - N E Tをいろんなものに使っていかねばいかんというのは、これはそのとおりだし、総論ではだれだってそうだし、私どももそういうことでやってきているということは間違いないし、現実に経済産業省さんは御不満かもしれませんけれど

も、関係省庁はほとんどのところがよくやっけていただいているということなので、私どもの提供が少ないから、あるいはシステムがフリーに使えないから特商法の運用上困っているというのは文句を相手がちょっと違うのではないというのが率直な印象でございます。

とはいいいましても、それではどうするつもりなんだと、つないで何が悪いのだということでも申し上げれば、これは経済産業省の特商法だけのためにあるシステムではないんですね。それが経済産業省だけが何でも見れるということになると、国家公務員の守秘義務云々なんていうのは形式的な話であって、最悪の事態を考えてシステム管理というのはいなければいけないわけですから、ほかのところはどういうふうにか考えるかということは、それはよくよく考えてないと我々としては危なくてしょうがないと、こういうことだろうと思います。

それから、もう一つは、法執行大変積極的にやっけていただいているというのは我々としてもありがたいと、こういうふうには思っています。ただ、今はさっきお話ししたように三百数十件御提供しているということで、経済産業省がどういう考え方で、どういうふうになさろうとしているかということが我々がわかるわけですね。それがシステムをつないでしまって、自由にできるとなると、我々としては何もわからないということになりかねない。物事というのはチェック・アンド・バランスが必要なものであって、そういうことで、これは先ほどから申し上げているように、性善説に立てば、何だって大丈夫よということだけれども、そこのところはよくよく考えなければいけないと、こういうことだろうと思います。

ということで、我々今で不都合があるというふうには考えておりませんし、ほかのところからそういう話もない。ですからいろんなリスクを冒してまで経済産業省だけにつなぐということはなかなか、これは国民生活センターだけの話でなく、関係者の理解も得られないだろうという感じが私はしておりますので、現時点において、先ほどから「検討する」という話がありましたから、検討しないのかといえ、それは「検討する」と言えば済むことであれば「検討する」でいいのですけれども、こういうのは物事をはっきりさせておいた方がよろしいと思いますので、私は現時点では困難であるというふうにはっきり申し上げておきます。

○山本座長 糠谷理事長の方から御整理いただきましたように、これはワンストップサービスの問題とオンラインでつなぐという話が両方入っておりますが、非常に錯綜しておりますけど、オンラインでつなぐという方が、コスト面も考えて、議論の中心になるということはそのとおりでよろしいかと思っております。そこから先の双方の論拠につきましては、正面から非常に食い違っているというのが現状でございますが、委員の皆様から何か御発言いただけますでしょうか。長田委員。

○長田委員 では、質問させていただきたいのですが、今、リスクが非常に大きいと糠谷理事長おっしゃいました。そのリスクというのは、今のお言葉だけを伺っておりますと、情報が漏れるというか、不正に利用されるということもあり得るというふうなことでリス

クとおっしゃっていらっしゃるのか。基本的にはいろいろな入力の方法とか、項目とか整理とか、いろんなところに問題があるのだという調整課長のお話は、そこは理解しますが、つなぐことがリスクになるというのは、つまり情報漏れのことをおっしゃっているのかどうかを確認したいのですが。

○山本座長 これはどちらの方で。

○糠谷委員 私の方から、情報漏れということもあるだろうと思いますけれども、要するに何でも見れるということなんですね。特商法、経済産業省の所管のところだけではなく、ほかのものも見れると。見ては悪いのかということになれば、それはどうぞ見て結構ですよという仕組みですから。ただ、それが、別に漏らさなくても、役所の間ではいろんな関係があるわけですから、そうか、あそこに何でも見られているのかということが、ほかの役所にとってどういう影響を与えるかということは、我々としては気にせざるを得ないと、こういうことだと思います。

○山本座長 ほかに御意見等ございますでしょうか。

○山口委員 役所間のやりとりの問題で部外なんです、率直に申しまして、糠谷委員のおっしゃっていることが理解できない。もちろん例えば警察の機密情報をほかの役所が見るわけにいかないでしょうし、税務署の情報をほかの役所が見るわけにいかない、それはわかります。ただ、この相談情報というのは、先ほどから話が出ているように、決してこれは真実だということではなくて、そういう相談が市民から寄せられているという、そういうデータにすぎないわけですね。それを前提にして、過度に外に出すことに慎重になる必要はないのであって、極端に言えば、役所もほかの役所もぜひ活用して見ていただきたいと思うし、様々な市民団体、消費者団体など見れるようにするのがなぜまずいのか。もちろんAランク、Bランク、Cランクということで個人名も入ったようなところは、これはセンターだけで管理すると。Bランクのところはほかの役所も見れるようにすると。Cランクのところはというような情報管理の在り方はいろいろ工夫のしようがあると思うんです。例えば私どもも裁判で、この着物販売業者が次々販売でどの程度の被害をもたらしているのかということ消費者センターなり、国民生活センターに出すと、国民生活センターが一番情報を出していただけません。各自治体のセンターにお願いして、これはこういう問題なのだから、出しても何の弊害もないはずだから出してくださいよと言うと、理解して出していただけるんですよ。

ところが国民生活センターは本当に頑として出していただけません。私の方としては不思議ではないんです。何のための役所なんだ、何のための情報提供なのと。何のために情報を集めているんですかと言いたいですね。そういう点では、ぜひ糠谷理事長のお気持ちはわからんでもないけれども、ちょっと違うのではないかなと私たちは思います。

○山本座長 原委員どうぞ。

○原委員 私は、それぞれの御事情とか御見解とかというのはペーパーにも出されていますし、御発言からも推察をいたしましたけれども、実際にこういった情報を、相談者が持

っていらして、これを何とかしてほしい。個人の解決もありますし、それから、こういうものが広がらないように何らかの手だては打っていただきたいという、両方持って相談者は見えると思うのですが、実際に国民生活センターにこのP I O-N E Tに集められた情報をもとに、だれがどう活用を判断していくのかという主体の問題があるように思っていて、経済産業省は特商法の執行力を高めたいということがあると、イニシアティブを持って情報をもっとどんどん出していきたいと、私ども判断させていただきたいというふうになると思うし、国民生活センターはこのP I O-N E Tに集められた情報を御自分たちで主体を持ってどう判断するのかということも問われているように思っていて、P I O-N E Tに集められた情報の中から精査をなさって、警告情報とか、こういったものを国民生活センターは出されておりますけれども、御自分たちで、これは特商法上非常に問題があるからということで、御自分たちの方で経済産業省に情報を持って行かれることがあるのでしょうか、そういう主体の話も重要で、ただ、リンクをさせるとか、情報交流をさせるとかということではなくて、だれが責任を持って判断をするのか、その主体の話ともからめて整理していく必要があるのではないかとこの受け止めはいたしました。

○山本座長 それでは、先ほどの山口委員から御指摘もありましたので、糠谷委員からお願いします。

○糠谷委員 今の原委員のお話の方を先にさせていただきたいと思いますが、我々も情報を集めているだけということではなくて、従来からも、例えば特商法の指定商品の追加について、こうこうこういう状況があるから追加をしていただいたらどうだろうかというような調査を発表して、それが現実には追加になってきているということもあるので、それは我々積極的にやっていくということは引き続きそういうことだろうと思っております。

それから、山口委員のお話で、情報を抱え込んでいるだけではないかと、こういう話に近いことだと思いますが、私も個別具体の事例でどういうことがあったかということをつまびらかにしておりませんので、具体のことでお答えできるわけではありませんけれども、今、情報効果の請求というのは物すごく多いんですね。もちろん情報公開請求で来たものは全部出しているわけですから、もちろん出せないものは出せないわけですが、それは法律でこういうものは出せないという以外は全部出しているわけですし、そこは私どもの恣意的な判断で出していないというようなのは私はあまり、何か事例は、多分恐らくおっしゃるからあるだろうと思っておりますけれども、そこのところはまた調べさせていただいて、善処すべきところがあれば善処したいと思います。

それから、私、一番問題なのは、もちろどこにつなぐ、つながないということも大事なのですけれども、今は要するに受け付けてから登録して、実際に使うまでの日にちをどれだけ短縮をするかということがP I O-N E Tの最大の問題なんですね。一時70日を超えていたので、これは大変だということで、昨年度から直接作成システムを取り入れて、まだ十分に円滑にはいっていませんけれども、今年度というか、昨年度の実績は恐らく50日台の半ば、55日前後ということ。これでもとんでもないことなんですね。経済産業省さ

んが、1週間か何日かかかると。そんな話でないところをもっとどうやって考えるかということで、次の中期計画では、今50日かかっているとすれば、例えば30日にしろとか、何日にしろと、こういう話が出てくるわけで、そういった方にどういうふうに対応していくかということの方が、P I O-N E T全体の運営からいうと、我々としては今最大の関心事ということだと思います。

○大村（多）委員 私も役所間のことについては、あまり口を出す立場にはいないのですが、税金を払っている企業なり、国民としては、役所間で情報をなるべく効率的に使おうということは大賛成で、これに反対する人はいないはずです。その際何が問題であるかということで、そういう情報共有のために、例えば相談窓口に負担がかかったり、真実の相談が減るとか、そういう弊害が懸念されるのであればそれは解決すべき問題です。それから、適格消費者団体には今度法律ができて、情報がどんどん行くようになるわけですが、この適格消費者団体の法制をつくる際には、我々は逆の発想でいったんですけど、ある意味で適格消費者団体というのは、役所に準じたぐらいの信頼ができるようにしてほしいということをお願いしておったのですが、その適格消費者団体に情報が行くのに、ほかの役所がもし正式に申し込んで、それを真っ向から出さないというのはどうも理解できません。ですから問題は解決して、出す方向で、これは当然検討すべきではないかと思えます。

企業であれば、いろんな部局があって、その部局で持っている生の情報を出してくれと行って、それについて出さないということはないですね。その必要性から出す出し方等、これをきちんと整理した上で情報は共有するというのが大基本でありますので、そういう素朴な感想を申し上げさせていただきます。

○山本座長 現在でも出さないということではなくて、紙ベースでは出しているということ、それをオンラインでつなぐかということが……。

○大村（多）委員 オンラインであることの合理性があつたら、普通企業であれば、それを前向きに求めると。セクションから要求があつたりしたら必ず前向きにやるし、それから、監査役というのがありまして、内部監査と監査は要請があつたらマストで全部出す。これは判断を加えないということをやっております。

○山本座長 本件につきましては、かなり時間を超過して御審議いただいておりますので、本日のやりとりでかなり問題点が明確であり、かつ関係者の方の御意見、かなり対立しているということが明らかになったと思います。したがって、私どものこのマンドートの中でどれだけのことができるかということは、ここで取りまとめは非常に難しいと。しかし、まだもう一回ございますので、それを踏まえて、私どもの審議会としては、なるべく委員の御発言はそういう形で情報を利用度をアップして、そして消費者問題の解決につないでいただきたいと、そういう方向性はかなり出ているかと思いますが、具体的な様々な技術的な問題であるとか、具体の論点につきまして、この場でまた延々とやって、何か結論が今回の私どものWGの作業のスケジュール内で解決がつくのかどうか。それから、私ども

が、これはこうやるべきだと、そういうようなことを決める筋合いの問題かと、そういうこともございますので、きょういただいた御発言を十分踏まえて、さらに検討させていただきたいと思います。

今、御発言のお求めがございましたが、もう一件ございますので、もし何か御意見ございましたら、後でまた書面で提出していただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、どうも御担当の省庁の皆さんありがとうございました。

(内閣府、経済産業省退席)

(金融庁、法務省、総務省、日本郵政公社着席)

○山本座長 次の議題に移らせていただきたいと思います。次の施策、重点審議施策〔5〕「金融の消費者トラブルの対応（架空請求・不当請求の排除／預金口座の不正売買）」の防止につきまして、御審議いただきたいと思います。資料2では、番号11の施策です。これにつきましてプレゼンテーションをいただく委員は山口委員です。

また、本日は、金融庁、総務省、法務省から御担当の方に出席していただいております。どうも大変お待たせいたしました恐縮です。

それでは、山口委員からプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

○山口委員 犯罪収益の剥奪制度は早急に取り組むべき課題でありまして、ぜひ、時間を限って実施していただきたいと思います。とりわけ振り込め詐欺が毎年2万件、合計200億円前後の被害が発生しております。特にこれは私自身も九州や北海道のメディアから取材を受けたり実態を聞いたりするわけですけれども、田舎の高齢者が主たる被害者になっております。幸い、銀行、郵便局などは疑わしい口座については通報を受けますと、比較的これは迅速に凍結して犯人に引き渡さないという措置は、これは講じていただけるようになりました。

ところが被害者に凍結された資金を返すという、このシステムが未整備のために銀行や郵便局に数十億円の資金が留保されている実態がございます。実際問題これは弁護士が振り込め詐欺の被害者のお年寄りから依頼を受けて銀行なり、郵便局に金いくらを支払えとという判決をとれば、これは銀行や郵便局も返していただけるわけです。弁護士の業務の実態からいって、申し訳ないところがあるのですが、田舎に住むお年寄りが弁護士事務所まで行って、着手金を払い、委任状を書いて、それで銀行を訴えるという、あるいは郵便局を訴えるということは実際なかなかできることではないのです。結局そうしなさいということはおそらくなさいというに等しい実態がございます。

先日、国会で明らかにされましたけれども、大手4メガ銀行で35億円の資金が留保されている発表されました。必ずしも基準がはっきりしないのですけれども、郵便局におきましては、全国の弁護士の実感としては、振り込め詐欺の口座は銀行よりもむしろ郵便局がたくさん使われていると、私どもとしては実感として認識しているわけですけれども、どうも17年度には4,656件で、計2億2,690万円というデータも伝え聞いたのですが、本当

かなと、もっと多いのではないかと私どもは思っております。いずれにしても、地方銀行を入れますと、恐らく毎年数十億円の振り込め詐欺の金額が凍結されてしまっているのではないかと思います。

幸い、今通常国会で組織犯罪対策法の改正で、五菱会的な、いわゆる組織的な犯罪については、犯罪収益の剥奪の制度が新しくできる目途がついたことは大変評価できるところなんですけれども、振り込め詐欺のような、犯人がばらばらで、実はつながっていても、実際は表向きはばらばらだという事件には、今回の法律改正の法案使えないものですから、何らかの法スキームが必要ではないか。

1つ考えられるのは、これは弁護士会でもブレインストーミングの状態でありまして、首尾一致しているわけでもなく、ぜひ一緒に考えていただきたいというところではあるんですけれども、例えばの話として出ていますのは、金融庁には審判官制度がございます。この金融庁の審判官制度を使って、銀行、これは郵政省の郵便局というわけにはいかないでしょうけれども、金融機関に凍結された資金が犯罪収益による資金であるという審判は、これはやっていただくことが可能なかなと。問題はそういう形で犯罪収益だと、しかるべき機関が認定した資金について、これを被害者に還付する制度を、どこがどういうふうにするかというのだろうか。今般改正された組織犯罪対策法では、これは検察官がやることになっております。しかし個別の事件では必ずしも起訴もされていない振り込め詐欺の被害について、検察官かやるのが果たして妥当だろうか。むしろことしの秋からスタートする法務省管轄の司法支援センター、これは弁護士会も深く関与するわけなんですけれども、ここで何といいますか、判決によらずに被害者と認定した場合には被害者に還付するという、そういう配当的な制度をつくるということが妥当ではないかと私個人は思っております。まだまだこれから議論しなければいけない部分でありますので、制度づくりの検討をお願いしたいという形で発言させていただきます。

○山本座長 それでは、これは課題がそこにあるということは、恐らく皆さんあまり異論はない。ただ、具体の法制度の仕組みの議論になると、山口委員も自認されておりますように、簡単な問題ではない。検討をスタートさせたらどうかという御提案でございますが、関係の省庁の方から一言ずつコメントをいただければと思います。

○藤山政策課課長補佐 金融庁でございます。今、山口委員から御指摘いただきました件につきましては、まさに委員からの御指摘もありまして、そういった経緯も踏まえて、私どもの方でも問題意識を持っているところでございます。ただ、一方で、なかなか実態のところを我々も詳細に把握しておるわけではございませんので、ここに各省からの回答ということで、35億円という数字出ささせていただいておりますが、そういったことも調べ始めたところでございます。また、何が一体問題となって返せていないのかといったようなボトルネックとなっている問題点についても、詳細にこれから把握していかなければならないということございまして、これからまさに調査をしていきたいと思っております。

一部の金融機関につきましては、一定のケースについて、お客様に金融機関のリスクに

において返還しているケースもあるやに聞いておりますので、そういったものがどこまで拡大できるのかといったような点も含めて、これから調査していきたいというふうに考えております。

○山本座長 それでは法務省お願いします。

○小倉司法法制部上席企画官 法務省です。

御案内のとおり、この4月10日に、日本司法支援センターが正式に設立されまして、10月の業務開始に向けて鋭意準備しておるところであります。山口先生が御指摘されたとおり、このセンターが無事、しかも国民にとって使い勝手のよいように業務を開始すれば、今回御議論いただいているような緊要な消費者被害だけでなく、様々な制度等の情報提供は可能になると考えられます。このように国民にとって使い勝手のよいものにしようということで現在、支援センターでは頑張っているところでもあります。

ただ、今日、御指摘のような、犯罪被害者よりも広いような、様々な被害の実際的な救済のための制度というのは正直言ってまだ議論されていない状況です。ですから御理解いただきたいのは、支援センターにおいてはまず10月の業務開始に向けていかに緊要な消費者被害等の救済に必要な情報を御提供できるか、その前提として消費者センターも含めた関係機関の方々との連携を具体的にどうするか、検討している段階であるということです。

いずれにしても、このような場も含めて、いかにして関係機関と連携を深めながら、具体的な消費者被害の救済等に役立てるかという方向で御意見賜ればというふうな感じがあります。

○山本座長 それでは、郵貯の関係で総務省の方からも何かコメントいただけることはございますでしょうか。

○中島貯金企画課業務係長 総務省でございますけれども、具体的な手続に関しましては、郵政公社からも本日出席してもらっていますので、公社の方から回答させていただきたいと思っております。

○山本座長 それでは、郵政公社の方からよろしく申し上げます。

○青木郵便貯金事業本部業務部グループリーダー 日本郵政公社の貯金事業本部の青木と申します。御案内のとおり、先ほど口座凍結状況ということで御説明ありましたけれども、公社としまして、こういった実態、まだ状況を把握しきれていない部分ございまして、17年度分調査をいたしました。その結果、先ほど御説明ありましたように、大体4,600件、口座凍結残高2億2,690万ということが把握できております。16年度以前の分についても、今調査をしておりまして、そういった実態を踏まえて、今後の対応策について検討していきたいと考えてございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの山口委員のプレゼンテーション、各担当省庁及び日本郵政公社からの御回答を踏まえまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○原委員 1点だけお願いしたいのですが、金融庁は今調査中ということですか。そうすると、担当している課は銀行課ということになって、調査が終えた後は、実際の検討に着手をするところまでになるのかどうかというところはいかがですか。

○藤山政策課課長補佐 金融庁でございますが、担当課につきましては、私、政策課というところにおりますが、政策課と今、御指摘のありました銀行課関係、銀行一課、それから企画部門の方の人間も広く集めまして担当しておる状況です。具体的な施策につきましては、山口委員の方からもいろいろ御指摘がありましたが、ちょっと実態が見えないところもありまして、どういった方策をとれるのかというところは、まず実態の把握をしてからということになろうかと思えます。

具体的に、先ほど申しあげましたように、金融機関の方で、自主的に返還しているケースというのものもあるようですので、そういったものを促していくのか、あるいはさらにもう一步超えたものが必要なのか、どこまでどういった対応をするのかというのは、まずは何をもちえて実態の把握が必要だと思っておりますので、そこを早急にやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○山本座長 ほかに御意見ございますか。山口委員。

○山口委員 実は、今、振り込め詐欺だけ議論いたしましたけれども、もっと広がりがあるのはヤミ金でして、御存じのとおり、ヤミ金の口座、銀行や郵便局の口座が売買されておりまして、もちろんこれは処罰される対象になっているわけですが、その口座に3,000円、5,000円、数千円という規模で、恐らく郵便局には万を超える口座がヤミ金の口座として使われているのではないかと思います。これになると、犯罪収益をどうやって被害者に返すかといってもほとんど不可能ではないかと思うんですけれども、こういう資金が金融機関や、特に銀行や郵便局に眠ってしまっている、これをどうするのか。結局国庫、銀行に収受されることでもいいのかという検討も併せてできればお願いしたいと思います。

○山本座長 ほかに御意見ございますでしょうか。本件については、山口委員から問題点の指摘があり、課題としては、各省庁も認識しておられ、今、被害実態、口座における資金の滞留の実態の調査及びそれを踏まえて、どのような対応が可能かについて、そういうことの検討をされるという範囲では、一応委員の御提案、各担当省庁との間で意見が一致しているかと思えます。

他方、法制度の整備等につきましては、さらに検討が必要かという状況かと思えます。その状況を踏まえて、現在11の施策ですと、「預金口座の不正利用に係る消費者からの情報等、金融機関等に提供する。〔平成15年9月より実施〕とこうなっているだけでございますので、書きぶりについて、本WGとしてどのような提案ができるか。それを次回、本日の議論を踏まえて原案をお示し御審議いただきたいと考えております。

それでは、まだ、御意見等もおありだと思いますけれども、本日は既に大幅に時間を超過して御審議いただいておりますので、本件はこのあたりにしたいと思えます。

担当省庁の皆様どうもありがとうございました。

(金融庁、法務省、総務省、日本郵政公社退席)

○山本座長 ただいま番号11の施策について申し上げましたことは、ほかの重点審議施策についても同様でありまして、今後、私の方で本日の審議内容を踏まえた上で、取りまとめの案を作成し、お諮りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日、時間の制約で、委員の御発言一部御遠慮いただいた部分がございますが、大変失礼いたしました。それはまた書面等で補充いただければというふうに思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○山崎課長補佐 次回の本WGの日程につきましては、また、委員の皆様の御都合をお伺いして調整させていただきます。

○山本座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

どうもお忙しい中を長時間にわたって御審議いただきまして誠にありがとうございました。